（概要版）

令和８年小牧市議会第３回定例会会議録

①　令和８年９月３日第３回市議会定例会（第３日）を小牧市役所議事室に招集された。

②　出席議員は次のとおりである。

１　清　水　隆　宏	２　木　村　哲　也
３　猪　飼　健　治	４　黒　木　　明
５　伊　藤　皇士郎	６　大　上　利　幸
７　阿　部　哲　己	８　余　語　　智
９　佐　藤　早　苗	１０　山　田　美代子
１１　安　江　美代子	１２　谷田貝　将　典
１３　諸　岡　英　実	１４　河　内　　光
１５　永　井　孝　典	１７　鈴　木　裕　士
１８　星　熊　伸　作	１９　加　藤　晶　子
２０　小　川　真由美	２１　小　沢　国　大
２２　石　田　知早人	２３　河　内　伸　一
２４　小　島　倫　明	２５　舟　橋　秀　和

③　欠席議員は次のとおりである。

１６　佐　藤　　悟

④　地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	笹原浩史
副市長	石川　徹	教育長	中川宣芳
市長公室長	駒瀬勝利	総務部長	長尾正人
地域活性化営業部長	落合健一	市民生活部長	小川真治
健康生きがい支え合い推進部長	永井政栄	福祉部長	江口幸全
こども未来部長	川尻卓哉	建設部長	堀場　武
都市政策部長	舟橋朋昭	上下水道部長	三品克二
市民病院事務局長	竹田孝一	教育部長	矢本博士
監査委員事務局長	堀田幸子	消防長	高橋直人
市長公室次長	舟橋知生	総務部次長	古澤健一
地域活性化営業部次長	伊藤加代子	市民生活部次長	堀田正二
健康生きがい支え合い推進部次長	高木晶子	福祉部次長	山本格史

こども未来部次長	野田　弘	建設部次長	矢澤浩司
都市政策部次長	川島充裕	上下水道部次長	長坂　裕
市民病院事務局次長	佐久間　修	教育部次長	長谷川隆司
会計管理者	河村昌二	副消防長	梅田俊之

⑤　本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	小川正夫	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	伊藤　愛

⑥　会議事件は次のとおりである。

一般質問

１　個人通告質問

（午前10時00分　開　議）

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は24名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第１、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

諸岡英実議員。

○１３番（諸岡英実）

13番諸岡英実、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました質問項目２点について質問をさせていただきます。

質問項目１、障がいのある子どもと家族への支援体制について。

（１）児童発達支援の地域拠点整備について。

子どもの発達に不安を感じたとき、どこに相談したらいいんだろう、この子に合った支援を受けられるだろうか、仕事を続けながら通所施設に通わせられるだろうか、そんな不安を抱える保護者は少なくありません。

近年、児童発達支援を取り巻く環境は大きく変化をしています。早期療育の考え方の定着により、早い段階から相談する家庭が増え、一人一人の特性や家庭の状況に応じた、より多様な支援が求められるようになっています。

一方で、相談支援専門員につながれない、保護者が一人で調整を担わざるを得ないなど、支援があるだけでは解決できない支援の空白が生まれています。

この質問では２つの側面から問題を提起をいたします。

一つ目は、支援体制の設計の問題です。

国は、改正児童福祉法において、児童発達支援センターを地域における障がい児支援の中核と位置づけました。小牧市では、市の独自事業として、親子通園事業を行うあさひ学園を早期療育の拠点として位置づけている一方、児童発達支援センターとしての中核機能は民間２事業所に委ねられており、誰がどの機能を担い、どう連携するのか、全体像が曖昧なまま、今日に至っています。

２つ目は、経済的負担の問題です。

本市は、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもがひとしく支援されるべきとの理念の下、少子化対策、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、０から２歳児の保育料を独自に無償化してきました。

しかし、その恩恵は、障がいのある子どもが利用する児童発達支援には適用されておらず、保護者の負担に明確な差が生じています。

今回の質問に当たり、あさひ学園をはじめ、市内で児童発達支援に取り組む複数の事業所を視察いたしました。

計画相談や巡回相談は、相談支援専門員の不足から、地域全体をカバーしきれていない、育成コストを事業所が丸抱えする構造には限界がある、保育園との並行利用児が増加する中で、あさひ学園の人員体制が追いついていないなどといった声が寄せられています。

こうした実態は、令和７年度第２回小牧市障害者自立支援協議会においても裏づけられており、多機関連携が十分に機能していないこと、センター自体が人員不足や財源の制限から、その期待に応えられていないという実情が報告をされています。

また、本市には児童分野を専門的に取りまとめる委託相談支援事業所がありません。子どもの相談支援では、通所サービスの調整だけでなく、発達支援、家族支援、保育園、学校、医療、保育所等訪問支援などを横断的につなぐ専門性が求められます。相談支援専門員個人の育成だけでなく、児童分野の相談を地域で取りまとめる機関、そのものが必要ではないかと考えます。

市は、あさひ学園や子育て世代包括支援センターを通じて各支援につなぐ体制を想定しているのかもしれません。しかし、支援を必要とする全ての家庭がその窓口を通るわけではなく、そもそもあさひ学園に全員を受け入れるだけの容量もありません。

保育園、幼稚園、学校、医療機関など、支援が必要な家庭が自然に通る場所に、相

談を含めた支援へのアクセスが備わっていなければ必要な支援が届きません。共働き世帯が増え、保護者自身が生きづらさを抱えながら子育てをしている御家庭も少なくない中で、複数の事業所、学校、医療機関などとの調整を保護者が一人で担わざるを得ない現状があります。

本市の障害児相談支援におけるセルフプラン率は、令和７年５月時点で59.1％と、愛知県・全国平均を上回る水準にあります。本来は、相談支援専門員とともに支援計画を立てたい家庭が、やむを得ずセルフプランになっている、あるいは、相談支援専門員がいれば担えるコーディネートを、そもそも相談支援事業を知らずに保護者が一人で担っているという現実があります。

そこで、質問アとして、あさひ学園は市の発達支援の拠点として位置づけられているが、今後どのような役割を担うべきと考えているのでしょうか。

イとして、本市の障害児相談支援におけるセルフプラン率59.1％、この現状について市の見解を伺います。

障がいのある子どもが複数の支援事業所を利用している場合、事業所間の情報共有や連携が十分に機能しておらず、調整を保護者が担わざるを得ないケースが少なくありません。

令和６年度に新設された事業所間連携加算はこうした課題に対応するための制度ですが、市内での活用は現時点では限られています。保護者が調整の負担を一人で抱え込まない体制とするためにも、市が積極的に連携を促進していく役割を果たす必要があります。

そこで、ウとして、支援事業所間連携加算の活用・促進を含め、支援を必要とする児童とその家族が障害児相談支援を利用できる体制の整備について市の考えをお伺いします。

（２）障がいのある子どもを持つ保護者の経済的負担の軽減についてであります。

本市は、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもがひとしく支援されるべきとの理念の下、０から２歳児の保育料を独自に無償化してきました。山下前市長が幾度も答弁されてきたこの理念を、天野市長も安定と継承として引き継いでいます。

しかし、同じ０から２歳児でありながら、障がいのある子どもが児童発達支援を利用する場合は月額4,600円から３万7,200円の利用者負担が生じており、定型発達の子どもの保護者との間に明確な差が生じています。

制度の枠組みが異なることは承知していますが、療育を必要とする子どもの保護者のほうが、定型の発達の子どもよりも大きな経済的負担を抱えているのが現実です。

そこで、アとして、０から２歳児の保育料の市独自無償化の理念と障がいのある子

どもの保護者に経済的負担の差が生じている現状について市の認識をお伺いします。

イとして、少子化対策、経済的負担軽減という無償化のこの目的を踏まえ、障がいのある子どもの児童発達支援に係る利用者負担の軽減について、独自の補助を含めて検討する考えはあるか、お尋ねいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇福祉部長（江口幸全）

それでは、質問項目１、障がいのある子どもと家族への支援体制について、（１）児童発達支援の地域拠点整備について、ア、あさひ学園は今後どのような役割を担うべきと考えているか、についてでありますが、国の地域障害児支援体制強化事業は、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的とした事業で、児童発達支援センターは、地域の中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援の入り口としての相談機能の４つの機能を担っていくべきものとされております。

本市では、早くからあさひ学園を発達支援の拠点とする取組を進めてきておりますので、基本的には、国が児童発達支援センターに求める４つの機能について、一定の役割を担ってきていると認識しているところであります。

今後は、直接的な親子支援の提供という機能に加え、より地域全体の支援ネットワークの拠点としての機能を強化し、発揮していくことが求められると考えているところであります。

また、本市においては、あさひ学園だけが国が児童発達支援センターに求める役割を果たしていくのではなく、市内の児童発達支援センターを含め、それぞれの得意分野を生かしながら、地域全体で中核機能としての役割を発揮していける支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、イ、障害児支援利用計画におけるセルフプラン率は59.1％となっているが、この現状について市の見解を問う、とのお尋ねであります。

議員御質問のとおり、障害児通所支援を利用する際の障害児支援利用計画（以後「プラン」と申し上げます。）の作成に当たり、保護者御自身で作成される、いわゆるセルフプランの割合が約６割と高い水準にあります。

この背景には幾つかの要因があると考えますが、一つには、放課後等デイサービスなど特定のサービスのみを利用される方が多いという利用実態があります。特定のサ

ービスを単体で利用し、そのサービスが比較的シンプルで限定的である場合、保護者自身が直接事業所と調整を行い、セルフプランを作成される傾向が強いと推察しております。

もう一つは、プランの作成などを行う指定特定障害児相談支援事業所が近くにない、利用を希望してもすぐに対応してもらえない、あるいは、手続が煩雑と感じるなどの理由で、結果として、セルフプランを選択せざるを得ない状況にあることが考えられます。

セルフプランについては、保護者が必要なタイミングで速やかにサービス利用の手続を進めることができる、あるいは、保護者が子どもの特性や希望を直接反映させることができるなどのメリットもありますので、必ずしもセルフプランの件数を減らしていくことが必要であるとは考えておりませんが、何らかの事情で望まないセルフプランとなっている場合は、その件数を減らしていく必要があると考えております。

続きまして、ウ、支援事業所間連携加算の活用等を促進し、支援を必要とする児童とその家庭が障害児相談支援を利用できる体制の整備についての市の考えでありますが、本市の相談支援体制については、市社会福祉協議会に委託している基幹相談支援センターを中心に、市内の社会福祉法人に委託している障害者相談支援事業所などと連携を図りながら、保護者が抱える不安や悩みに寄り添い、適切な支援へとつなげる体制の確保に努めております。

また、障害者自立支援協議会に設置しております市内の指定特定障害児相談支援事業所等が参加する相談支援事業所連絡会などを通じて、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、相談支援専門員の負担軽減や体制強化に努めているところであります。

こうした中、令和６年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、新たに事業所間連携加算が創設されました。

これは、セルフプランを利用している場合も、複数の障害児通所支援事業所などを併用する児童について、事業所間での情報共有や計画の見直しなどを評価する仕組みで、本市では、令和８年７月末時点で43事業所がこの加算を取得しております。

今後は、こうした仕組みも活用して、保護者への適切な助言などが円滑に行われるネットワーク体制の構築につなげ、障がいのある子どもとその家族が孤立することなく必要な支援を安心して受けられるよう、相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）障がいのある子どもを持つ保護者の経済的負担の軽減について、ア、０から２歳児までの保育料の独自無償化の理念と障がいのある子どもの保護者に経済的負担の差が生じている現状について、市の認識を問うとのお尋ねであります。

まず、市としても、心身の発達に手厚い支援などを必要とするお子様を育てる御家庭においては、療育に対する精神的な御負担、経済的な御負担は決して小さいものではなく、議員の御質問はごもっともな懸念であると認識をしております。

その上で、児童発達支援につきましては、一般的な保育とは異なり、専門的な療育や福祉サービスの側面が強く、国及び県の総合的な福祉施策として一体的に講じられるべき性質のもので、応能負担の仕組みが前提となっております。

加えて、障がい福祉サービスは、経済的な理由により、必要な支援を諦めることがないようにという視点も含め、国において、所得に応じた負担上限額、所得に応じて月額０円、月額4,600円、月額３万7,200円となっておりますが、の仕組みがございます。

また、本市としては、乳幼児期は、子どもの療育とともに親への支援や教育が必要な時期と考えておりますので、その意味では、親子通園施設であり無料で御利用いただけるあさひ学園を御利用いただきたいという思いもあり、あさひ学園を利用いただけるように努めているところであります。

障がい児支援につきましては、児童発達支援のほかにも医療的ケア児への支援や、重度心身障がい児への手当など多岐にわたる支援がありますので、こうした点も踏まえますと、慎重にならざるを得ないと考えております。

続きまして、イ、障がいのある子どもの児童発達支援に係る利用者負担の軽減について、市独自の補助も含め検討する考えを問うとのお尋ねでありますが、児童発達支援は、障がい福祉サービスであり、子育て支援を主たる目的とする保育とは、制度の目的や法的な位置づけが異なります。また、療育は個々の発達に合わせた支援が必要で、その期間も長期間にわたります。

そうした中、本市においては、以前から児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービスの利用においては、年齢を限定することなく、０歳から満18歳になった最初の年度末までの間、市の独自事業として自己負担額を半額とする取組を継続して実施し、負担の軽減を図っているところであります。

このため、先ほど申し上げたアの内容も踏まえまして、御質問の内容については、保育料の無償化との比較だけでなく、他の障がい福祉サービスとの均衡や事業の持続可能性などを総合的に勘案する必要があると考えております。

このため、現時点では、直接的な費用の無償化については困難であると判断しておりますが、子どもや御家庭が直面する御負担の重さについては、引き続き、直視していくとともに、発達支援の環境の充実やサービス向上などに努めながら、障がいのあるお子様と御家族を支えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○１３番（諸岡英実）

ありがとうございました。

答弁を通じて、市としても支援体制の充実が必要であるという認識は共有できたと受け止めています。一方、幾つか確認したいことがあります。

あさひ学園は、国の求める４つの機能について一定の役割を担ってきているということでしたけれども、具体的に、どの機能をどの程度担えているのかというのは、まだ視覚化ができていません。

あさひ学園は、４つの機能のうち、発達支援・家族支援の機能の側面がとても強いように思います。残りの３つの中核機能こそ、他機関にその専門性を権威的に開いていくべきではないのでしょうか。

また、方向性は示されましたが、誰がどの機能を担うのかという設計図がまだありません。セルフプランのアンケート調査を実施するということは評価をいたしますけれども、現状把握の先に何をするのかが問われています。

これを踏まえて再質問させていただくんですけれども、まず、セルフプランについてですが、保護者が自ら選んでセルフプランを選ぶ場合と、やむを得ず選ばざるを得ない場合、さらに支援者が専門員の関与を進めていても、保護者がセルフプランを希望するケースと様々な状況があります。

大切なのは、どの御家庭にも必要な支援が届いているかを確認する仕組みをつくることです。福祉人材の育成には、数年単位の期間と相当のコストがかかります。その間の負担は事業所が丸抱えをしており、人材を増やしたくても増やせないという構造があります。

市として、福祉人材の独自の育成・定着支援策を創設する考えはないか、お伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

障がい児支援の質を確保するためには、人材の確保や育成は重要な課題であります。人材の育成などについては、市としても、国における研修体系の構築や人材育成の動きを注視しつつ、相談支援事業所連絡会などで丁寧な話合いを重ねながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、セルフプラン率が高い理由が、相談支援専門員不足によるものなのかどうかなども含め、セルフプランの現状を把握するため、本年度にセルフプランを利用している方に対して、アンケート調査を実施する予定であります。

以上であります。

○１３番（諸岡英実）

ぜひ、現場の声をくみ上げていただきたいというふうに思います。

計画相談だけでなく、困難ケースへの対応、学校や保育園、医療機関や保育所等訪問支援との連携、一人の児童、家庭を各機関へ綿密につないでいく機能の継続は、現状の報酬や加算では担いきれないという事業所の声も上がっています。

持続可能な取組としていただくためにも、市として担うべき役割を整理してほしいという声に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

現状把握の暁には初回相談やアセスメントを実施し、その後の保育、療育、就学へ切れ目なくつなぐ仕組みというのも設ける必要があると思うんですけれども、市の考えをお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

セルフプランについては、保護者の孤立や支援の分断などを招くリスクもありますので、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、コーディネートやモニタリングを行うことが基本となります。

ただし、セルフプランの方が、必ずしも相談支援専門員とつながっていないとは限りませんので、その辺りについては、今回の調査で現状を把握したいと考えております。

最初のアセスメントや保育園や幼稚園、学校などへ移行していくプロセスを支えていく役割については、今後のあさひ学園の機能強化として検討していく内容と考えておりますので、この点についても、あさひ学園との話合いや相談支援事業所連絡会などで協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、実効性のある子ども中心のチーム支援を実現していけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○１３番（諸岡英実）

最初のアセスメント、保育園や幼稚園、学校などへの移行プロセスを支える役割は、あさひ学園の機能強化でもって検討していくという内容で考えているということでありました。役割の明確化、見える化に向けて、ぜひ実効性のある子ども中心のチーム支援を実現していただきたいと期待を込めて要望させていただきます。

子ども中心のチーム支援の在り方として、市として担うべき役割の選択肢の一つに、児童発達支援の地域拠点を市としてつくる、あるいは、あさひ学園を法定の児童発達支援センターへの移行という制度的な決断を行うことで、国の報酬や義務・権限が伴う体制を整え、各事業所・各関係機関との連携強化を図るというやり方もあるのでは

ないかというふうに思うんですけれども、市の見解をお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

あさひ学園を児童発達支援センターへ移行した場合でありますが、応能負担を原則とする施設となることや、利用定員や従事する職員の配置、施設機能のほか、障がいが確定した児童を支援の対象とすることなど、国の基準を遵守する必要がございます。加えて、利用対象年齢も基本的には未就学児まで拡大することとなります。

あさひ学園については、現在、利用者は無料で御利用いただける施設で、国の基準では利用の対象外となる障がいのある診断が出る前の早い段階で御利用いただけますので、早期療育につながりやすい体制を整えております。

支援の対象についても、発達に重要な時期である乳幼児期に重点を置き、保護者も含め伴走支援に努めております。

また、通園を希望される親子にできるだけ御利用いただきたいとの考えから、毎日通うクラス、「毎日組」と呼んでおりますが、のほか、決まった曜日に通うクラス、こちらは「あすなろ教室」と呼んでおりますが、を設け、定員についても弾力的な運用をしております。さらには、施設の指導監督が愛知県となるため、こうした市としての独自性が失われることが懸念されます。

本市としては、現在２つの民間の児童発達支援センターがありますが、市の単独施設としてあさひ学園があることが、本市の療育支援の強みになっていると考えているところであります。このため、現在は、これまでの取組をさらに、深く化けるほうでありますが、深化させていくという方向で今後の在り方などについて検討をしております。

国が児童発達支援センターに求めることとしている役割については、市が牽引役となって、あさひ学園、児童発達支援センター、さらには、児童発達支援事業所も含めまして、丁寧な話合いを重ねながら、個々の施設が現場の自主性を発揮できる市域全体で国が求める役割を担っていけるよう、いわゆる面的整備型の体制を構築してまいりたいと考えております。

以上であります。

○１３番（諸岡英実）

国が求める児童発達支援センターの役割については、ただいま面的整備によってそれぞれの機関が得意分野を生かしながら補完関係を強化していく、風通しをよくしていくと、こういったことかと思います。

ここまでの議論でも、児童発達支援を取り巻く環境の変化、また、ニーズの変化に市の取組が追いついていないのではないかということを指摘させていただきました。

市独自のあさひ学園の今後の在り方についても、検討段階に入っているという答弁がありましたけれども、これは、今回の議論の新たなポイントであったかと思います。今後、様々な会議体等で方向性について話し合っていただけるものと思います。

児童発達支援を取り巻く環境、ニーズは大きく変化をしていると、先ほどから申し上げてきました。親子通園・単独通園を担う民間事業者もある中で、市独自事業があさひ学園でなければならない理由をもっと明確に市が持っていてほしいというふうに考えています。

かつ、自治体に求められる基幹的・中核的役割を市に担ってほしいという切実な要望があります。もう一歩、具体的に御答弁をいただきたいのですけれども、児童発達支援の地域拠点整備について、面的整備を早期に市が牽引するとするのであれば、具体的な役割分担と、いつまでに整理し、それを明文化していくのか、相談の入り口の調整機能というのは誰が担うのかということで、具体的な考えをお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

各施設の役割や事業所間での分担につきましては、児童一人一人の個性に寄り添った柔軟な支援が行き届くよう、実態に即した多様な支援の充実につなげていく必要があると考えております。

具体的な役割につきましては、今後、市が主体となって、あさひ学園や児童発達支援センターなどと話合いを進めていく段階でありますので、現時点で明確な時期はお示しできませんが、お互いの理解を深め合いながら、よりよい仕組みを構築していくことが重要であると考えております。

本市といたしましては、施設間の意思疎通が図られ、それぞれの強みが発揮しやすい環境をつくり、各施設が現場で求められている役割を適切に果たしていけるようにしていくことが必要と考えますので、事業所間の連携支援や福祉、医療、教育といった関係機関との実務的なネットワークを強固にしていくための役割を果たしていく必要があると考えているところであります。

以上であります。

○１３番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

民間にはできないことを公が引き受け、牽引することが自治体の役割と考えています。支援の必要な児童とその家族が支援からこぼれることのないよう体制整備をしていただくことを強く要望させていただきます。

今回の一般質問では、メインには据えませんでしたが、１点要望を申し上げます。

あさひ学園では、成長記録というものを活用し、子どもの発達の過程やライフステ

ージに応じた支援の記録を保護者と一緒に記録をしています。この成長記録は、あさひ学園から保育園、幼稚園、小学校、さらには、就労、そして、生活の場へと子どもの情報を引き継ぐツールとして設計をされています。

しかし、令和８年３月の小牧市障害者自立支援協議会においても、小学校では、保管はされるが更新されず、中学校に渡す親はほぼいない、児童発達支援事業所での活用もなかなか進んでいかないという実態が報告をされています。また、成長記録を紛失しているケースや、そもそも十分に書けていないケースへの対応も課題として挙がっておりました。

成長記録は、その子どもが将来、障害者手帳や障害年金の申請をする際の重要な根拠資料にもなり得ます。初診日の確認や発達、支援の経緯を証明する際に、社会保険労務士などに相談する場面でも役立ちます。

ところが、現状では記録が途切れ、必要なときに照会できないという状況が生じています。一人一人の発達の違いは、重度心身障がいに至るまで様々ですけれども、発達に不安を感じた保護者が支援を受け始める段階から、親子健康手帳のもう一つの記録として全ての子どもが成長記録を持ち、ライフステージを通じて更新・活用され、将来の手帳、年金申請にも使える体系的なツールへと引き上げていただくことを市に求めたいと思います。

今回の答弁全体を通じて、市としては、あさひ学園を法定センターに移行するのではなく、面的整備によって、施設間の連携を強化していく、風通しをよくしていくという方向性が示されました。

民間の事業所は、市場原理の中で利用者のために懸命に取り組んでくださっています。各機関の得意分野を生かすことはもとより、民間にできないことを公が引き受け牽引すること、これを強く要望します。

本市の障害児相談支援におけるセルフプラン率は、先ほども申し上げましたが59.1％と高いです。この数字の裏には、本当は相談員に伴走してほしいのに相談先が見つからない、手続が難しい、そもそもセルフプランでいいのかななどの理由で不安を抱えながらセルフプランを選んでいる家庭があります。

０歳から18歳を迎えるまで、障がいのある子どもを持つ家庭が関わる支援機関というのは膨大です。その調整を一人で担っている場合があることにぜひ目を向けていただきたいというふうに思っています。

法定の児童発達支援センターの移行というのは、現在では考えておらず、面的整備型で進める、話合いを進めながらという方向性が示されました。早期に市と民間の担うべき役割の整理と実効性ある子ども中心のチーム支援の実現を求めてまいります。

また、経済的負担についても一言申し上げます。

医療的ケア児への対応や重度心身障がい児への手当との均衡、事業そのものの持続可能性の観点から慎重にならざるを得ないとの答弁は大変理解をしておるところであります。しかし、少子化対策を掲げながら、障がいのある子どもを持つ家庭が安心して育てられる環境がまだまだ整っていないという現実は変わりません。ぜひ、全ての子どもがひとしく支援されるべきという市の理念の下、この現状と矛盾について、市は直視を続けてほしいなというふうに思っています。

どんな子どもが生まれても、この町で自信を持って子育てできるまちづくりのために、私も引き続き、頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質問項目１を終わります。

質問項目２、犯罪被害者等支援体制の強化について。

令和８年３月、第５次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、犯罪被害者等への支援における地域間格差の解消に向けた方針が示されました。これは、地方公共団体が主体的に動くことを国が明示的に求めたものと受け止めております。

こうした国の方針を受け、犯罪被害者等支援条例を制定した自治体は、愛知県内で54自治体のうち、約52％に当たる28自治体にまで広がり、見舞金等の経済的支援を制度化する動きが急速に加速しています。

本年の４月だけで９市町村が一斉に条例を施行しており、小牧市と同様に、交通安全及び防犯の推進に関する条例のような、いわゆる安全なまちづくり条例に包摂する形で犯罪被害者等支援条例の中身を盛り込んで施行している自治体においても、犯罪被害者等支援の重要性を認識し、特化条例へと移行する動きもあるようです。

一方、本市においては、犯罪被害者等支援に特化した条例の制定には至っておらず、見舞金等の経済的支援制度も設けられていません。

令和７年12月議会で同様の問題提起を行い、その際、市からは、見舞金制度について、国や県の動向を注視しながら調査研究していきたいとの答弁をいただきました。その間、国の計画は閣議決定され、県内の制定自治体は、17市町から28自治体へと大幅に増加いたしました。本市と他の自治体の格差は広がりこそすれ、縮まってはおりません。

警察当局へのヒアリングでは、令和７年　、小牧市内で発生した殺人・強盗・放火・不同意性交等の凶悪犯罪は11件に上り、うち不同意性交等は、前年　の２件から７件へと急増していることが確認されました。これは認知件数ではなく、発生件数とのことであります。被害者が小牧市民ではないという可能性も、もちろんあるんですけれども、本市の凶悪犯罪は、令和５年以降、４件、６件、そして、11件と徐々に増えて

おります。

愛知県では、令和７年度だけで見舞金の支給件数は24件、総額750万円の見舞金を支給したとのことであります。これらの支援を受けた方々の中に、小牧市民が含まれていないとも限りません。しかし、本市には、市独自の見舞金制度がありません。同じ被害に遭っていても、住んでいる自治体によって受けられる支援に差が生じている、これが現実です。

犯罪被害者やその家族の方々の心身の不調や経済的な負担、さらには２次被害の不安など様々な問題に苦しんでいます。受けられた被害を少しでも早く軽減、回復し、住み慣れた地域社会での日常生活を取り戻すためにも、基礎自治体がその方々の気持ちに寄り添い、中長期的な支援を行うことが必要です。

そこで、（１）犯罪被害者等支援に対する市の見解について。

アとして、犯罪被害者等に対する見舞金の創設について、改めて市の見解を伺います。

イとして、現行の交通安全及び防犯の推進に関する条例において規定している犯罪被害者等支援について、独立した条例を制定する考えについてお伺いします。

以上で１回目の質問を終わります。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

〇市民生活部長（小川真治）

質問項目２、犯罪被害者等支援体制の強化について、（１）犯罪被害者等支援に対する市の見解について、ア、犯罪被害者等に対する見舞金制度の創設についてであります。

犯罪被害に遭われた方やその御遺族の方々は、犯罪被害により精神的または経済的な負担を抱えられており、その支援は重要な課題であると認識しております。また、見舞金制度につきましては、犯罪被害者等に対する経済的支援の一つとして、被害後の負担軽減に資する施策であると認識しております。

一方で、見舞金制度の導入に当たりましては、自治体ごとに制度の有無や支給基準が異なり、犯罪被害者等が居住する地域によって支援内容に差が生じております。このため、対象者の範囲や支給除外事由の判断など、整理すべき課題があるものと考えております。

本市といたしましては、令和７年第４回定例会で諸岡議員に答弁させていただいたとおり、犯罪被害者等への経済的支援は、地域による差が生じることなく、国や県が主体となって、一体的に実施されることが望ましいものと考えております。

しかしながら、県内自治体においても見舞金制度の導入が進み、現在では、約半数の自治体で制度化されております。このような状況を踏まえ、本市におきましても、見舞金制度の導入について、課題整理を進めているところであります。

今後も引き続き、国や県の動向を注視するとともに、県内自治体における見舞金制度の運用状況も踏まえながら、本市における見舞金制度について調査・研究をしてまいります。

続きまして、イ、現行の交通安全及び防犯の推進に関する条例において規定している犯罪被害者等支援について、独立した条例を制定する考えについてであります。

本市では、令和５年１月に、小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例を改正し、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を規定するとともに、市民安全課に総合的対応窓口を設置し、庁内各課及び関係機関と連携しながら、ワンストップによる支援を実施しております。現時点におきましては、現行条例の下、犯罪被害者等に寄り添いながら、それぞれの状況に応じた支援に取り組んでいるところであります。

議員お尋ねの犯罪被害者等支援に関する独立した条例につきましては、見舞金制度などの経済的支援や相談支援体制の整備の根拠として制定されている例が多いものと認識しております。

本市におきましては、現在、見舞金制度に関する課題の整理を進めているところでありますので、犯罪被害者等支援に関する独立した条例の制定につきましても、見舞金制度を含めた犯罪被害者等支援の在り方を検討する中で、併せて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○１３番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

アについては、見舞金制度の導入に向けた課題整理をただいま進めていただいているということでございました。前回の国や県の動向を注視するという答弁から、課題整理を進めているという段階に一歩前進したことは、一定の評価をしたいというふうに思っています。

イについては、犯罪被害者等支援に関する独立した条例というのは、見舞金制度などの経済的支援や相談支援体制の整備の根拠として制定されている例が多いと認識されており、市としても、見舞金制度を含めた支援の在り方を検討する中で、併せて条例制定についても研究するといただきました。

これはですけれども、見舞金制度の課題整理も含めて検討した暁には、条例制定はセットで検討していくことになるだろうという理解でよろしいですか。改めて問いま

す。

○市民生活部長（小川真治）

条例の制定についてでございますが、現在、小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例でも、犯罪被害者等に寄り添いながら、支援等を行っていくということになっておりますので、見舞金制度、こちらを創設した際に、条例をつくるべきかということも併せて、改めて判断してまいりたいと思いますので、ここはセットというふうには、今時点では考えてはございません。

以上でございます。

○１３番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

セットというわけではないけれども、併せて総合的に判断していくということですね。

今回の質問を通じて、見舞金制度の導入に向けた課題整理が前進していること、また、条例制定についても併せて判断するという方向性が確認できました。

犯罪被害に遭われた方々、その御遺族の方々は、ある日、突然、何の落ち度もなく、被害に遭われます。その方々が一刻も早く日常生活を取り戻せるよう基礎自治体が支えることは、最も重要な市の責務であると考えています。

第５次犯罪被害者等基本計画には、条例制定自治体の数と見舞金制度の導入自治体の数が毎年、国に集計・公表される参考指標として位置づけられております。本市が未制定・未導入のまま推移をすれば、令和13年まで毎年、その状況が国の指標として記録され続けることになります。

犯罪被害に遭われた市民が、小牧市民であるというだけでほかの自治体の市民よりも不利な状況に置かれることのないよう、鋭意、課題整理を進めていただき、早期の見舞金制度の創設及び犯罪被害者等支援条例の制定の実現を強く要望させていただきまして、以上をもちまして、全ての私の一般質問を終了したいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、清水隆宏議員。

○１番（清水隆宏）

１番、清水隆宏。

９月に入りました。学生は２学期が始まり、日常が再開されました。私におきましては、８月末になっても、まだ宿題が終わってない学生時代を思い出しながら、本日この場のための一般質問の原稿と格闘しておりました。

それでは、気持ちを新たに質問に入らせていただきます。

質問項目１、大規模地震後の被災建築物応急危険度判定について。

大規模な地震は、いつどこで発生するか予想することができません。本市におきましても、大規模地震への備えは重要な課題です。

さて、皆さんは、応急危険度判定という制度を御存じでしょうか。簡単に御説明いたします。大規模な地震が発生した際、被災した建築物について、余震などによる二次災害を防ぐため、その安全性を応急的に判定する必要があります。その判定を実際に行う技術者のことを応急危険度判定士といいます。応急的にその建物に立ち入ってよいかどうかの判断を行う仕組みです。

大規模な地震がいつ発生してもおかしくない中、私は、この応急危険度判定を重要な安全対策の一つとして捉えており、そのような観点から質問いたします。

（１）応急危険度判定士について。

ア、まず、本市における応急危険度判定士の登録人数について伺います。

イ、あわせて、そのうち本市の職員は何名いらっしゃるのか、お答え願います。

次に、実際に発生した際の判定体制についてです。

（２）被災した場合の判定体制について。

ア、現場における被災建築物の応急危険度判定は、誰が中心となって実施することを想定されているのか、お聞かせください。

イ、本市に登録されている判定士の数は、想定されている被害規模、具体的に想定される家屋の倒壊棟数に対して十分と言えるかどうか、市の見解を伺います。

次に、判定士は本市が被災していない場合には、近隣を支援できる防災人材となります。こうした相互の応援体制について伺います。

（３）自治体間の相互支援体制について。

ア、本市、あるいは近隣自治体が被災した場合、応急危険度判定士の相互支援体制はどのようになっているのでしょうか。

イ、応急危険度判定士の養成について、県とはどのように連携されているのか、併せてお聞かせください。

以上、１回目の質問とします。よろしくお願いします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇建設部次長（矢澤浩司）

それでは、質問項目１、大規模地震後の被災建築物応急危険度判定について、（１）応急危険度判定士について、ア、本市の登録人数についてのお尋ねであります。

地震による被災後の二次的被害を防止することを目的に、被災した建築物の調査をし、危険性を速やかに判定する応急危険度判定士は、都道府県が養成しており、建築士などの資格を持つ方や応急危険度判定に従事する必要があるなどの地方公共団体職員を対象に講習会が開催され、受講された方が登録されております。

御質問の応急危険度判定士の登録人数でありますが、令和８年３月末現在で、愛知県全体で9,858名であり、そのうち、本市における登録人数は126名となります。

続きまして、イ、そのうちの本市職員数についてのお尋ねであります。

本市で登録している126名中、74名が本市職員であります。なお、残りの52名の判定士は民間判定士などであります。

以上です。

○建設部長（堀場　武）

続きまして、（２）被災した場合の判定体制について、ア、現場における被災建築物の応急危険度判定は誰が中心となって実施することを想定しているかについてであります。

大規模な地震が発生した場合、本市の災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、建築物の被害状況から応急危険度判定が必要な場合は、地元民間判定士への参集を要請するとともに、必要に応じて、県に判定士の支援要請をすることになります。

本市における職員の判定士は、発災時には、それぞれの担当課の業務があることから、被災した民間住宅の判定活動をすることは困難と思われ、特に、建築課の職員は判定実施本部を設置し、判定活動の準備、手配及び集計等を担うことになるため、現地での判定活動を行うことはできない状況になると想定されます。

また、民間判定士等も少数であり、発災した際、判定活動に参加できる人数は、さらに少なくなることが予測されます。

本年７月28日に発生した令和８年熊本地震の応急危険度判定の実施結果では、９割近くが自治体職員であったことから判断しますと、本市の職員や民間判定士ではなく、県を通じて派遣される他自治体からの応援判定士が中心となり判定活動を実施することになると想定しております。

次に、イ、本市登録の判定者数は、想定される被害規模に対して十分と言えるかについてであります。

小牧市地域防災計画において記載されております1891年発生の濃尾地震が再び発生した場合の想定でお答えしますと、建物被害は、全半壊合わせて約１万1,000棟と想定されております。

先ほどお答えしましたとおり、本市登録の判定士だけでは十分ではないと想定されますので、発災時には、判定実施本部を設置し、県に判定士の支援要請を行い、他自治体の応援判定士に協力をお願いすることになると考えております。

次に、（３）自治体間の相互支援体制について、ア、本市や近隣自治体が被災した場合に、応急危険度判定士の相互支援体制はどのようになっているかについてであります。

応急危険度判定士の相互支援体制につきましては、応急危険度判定士が足りない場合には県に支援要請を行うこととなっており、県は、県内市町村、関係団体及び他都道府県へ支援要請を行うとともに、国土交通省との調整などの支援体制を担っております。

また、令和８年熊本地震では、九州、中国、四国及び近畿ブロックの自治体職員が実際に被災地に派遣され、判定に従事されておりますが、過去に本市から応急危険度判定士として職員を派遣した実績はございません。

次に、イ、応急危険度判定士の養成について、県とどのように連携しているかについてであります。

応急危険度判定士の養成につきましては、県が実施する講習会を通じて行われており、県内で年５回程度開催されております。この講習会を受講することにより、新たな応急危険度判定士が登録されることとなります。

本市におきましても、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会の会員として当該講習会の運営に協力するなど、県と連携して判定士の確保・育成に取り組んでおります。

以上であります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

今回、この質問をするに当たり、応急危険度判定士について調べる中で、判定士は、単に自分の自治体を守るだけではなく、他の自治体が被災した際には応援することのできる防災人材でもあると改めて認識しました。

小牧市で多くの判定士を養成し、近隣自治体が被災した際には、小牧から応援に出る、その積み重ねが、将来、小牧市が被災した際に、他の自治体から応援を受けることにもつながるのではないでしょうか。

本市の地域防災計画にも、市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとするとの記載がされております。

こうした自治体間の相互支援という観点を踏まえますと、単に県の講習会を案内するだけにとどまらず、防災計画に掲げる建築士等へ積極的に受講を推奨したり、具体的な目標の設定などを、本市として一歩踏み込んだ取組を進めていく必要があると考えますが、市としての見解をお伺いします。

○建設部長（堀場　武）

本市の応急危険度判定士の養成の取組について、　まず、市職員に関しては、建築や防災関係の職員はもとより、避難所に配備される緊急初動対策班の職員にも応急危険度判定士講習会の受講案内を行い、受講しやすくするため、サテライト会場を町内に設置するなど、市職員の判定士の確保に努めております。

また、建築士等の民間判定士を養成するために、来庁された建築関係者に対しチラシを配布し、応急危険度判定士講習会の受講案内を行っておりますが、民間判定士がまだまだ不足している状況であるため、今後、建築士の団体である公益社団法人愛知建築士会春日井小牧支部の会員のうち、小牧地区で応急危険度判定士の登録がされていない方に対し、応急危険度判定士の必要性を理解していただくための案内を発送し、一人でも多くの建築士の方に講習を受講していただけるよう働きかけることで、民間判定士の増加につなげていきたいと考えております。

今後も、県と緊密に連携しながら、判定士の養成及び判定体制の充実に努めてまいります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

市職員だけでなく、建築士をはじめとする地域の専門人材にもお力を借りながら、災害への備えを進めていくことが重要です。

私自身も今月、名古屋の伏見で開催されます応急危険度判定士の講習を受講する予定です。今、ここに集まっておられます市の職員の皆様、また、議員の皆様も対象に含まれますので、ぜひ多くの方に受講いただきたいと願っております。

そして、本市としましても、地域防災計画に掲げるように、判定士の養成を進めていただくことをお願いいたしまして、質問項目１を終わります。

次の質問に入らせていただきます。

質問項目２、マイナンバーカードを活用したデジタル市役所の推進について。

デジタル庁は、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げ、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の実現を目指しています。その中で、マイナンバーカードを本人確認の基盤とし、自治体サービスをオンラインで完結できるデジタル市役所の実現が進められ

ています。

そのような中、先日、私は、ＦＰｏＳ（フィンテック・プラットフォーム・オーバー・セキュリティ・モジュール）の略になるんですけれども、こちらの展示会を視察してまいりました。

会場では、マイナンバーカードを行政サービスの基盤として活用する自治体や企業の取組が数多く紹介されており、中には、電子証明書と顔認証を組み合わせ、本人確認からデータの連係、電子証明までを一体的に行うデジタルＩＤ基盤の構築を進めているような自治体もございました。

この視察を通じて、マイナンバーカードは単なる身分証ではなく、行政サービスを、例えば、スマートフォン一つで完結させる基盤として活用できる段階にまで来ていることを改めて実感しました。

本市におけるマイナンバーカードの保有率は、令和８年３月末時点で83.94％となっており、昨年度より約４ポイント上昇しております。

こうした背景を踏まえまして、（１）マイナンバーカードの活用状況について。

ア、現在、マイナンバーカードを利活用して提供している行政サービスにはどのようなものがあるか、伺います。

イ、新たに利活用を予定している行政サービスはあるか、併せて伺います。

本市は、窓口における「書かない窓口」の導入をいち早く進め、市民と職員双方の利便性が向上しました。この取組を大いに評価しております。

一方で、「行かない窓口」、すなわち、オンライン申請、デジタル市役所においては、依然として、氏名などの個人情報を何項目も入力しなければならないような状況です。この入力の負担をなくすことができれば、市民の利便性はもちろん、職員の確認作業も大幅に削減できます。

窓口における「書かない」をいち早く実現した本市であれば、次は、オンラインにおける「入力しない」も早期に実現できるはずだと私は確信しております。

そのような観点から、（２）オンライン申請について。

ア、申請時の本人確認はどのような方法で行っているか、伺います。

イ、市民の文字入力の負担を大幅に軽減する「入力しない窓口」を推進するお考えはあるか、伺います。

ウ、一度本人確認を行えば、複数の行政サービスを横断して利用できる「デジタルＩＤ基盤」について、市はどのようにお考えか、伺います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

〇市長公室次長（舟橋知生）

質問項目２、マイナンバーカードを活用したデジタル市役所の推進について、（１）マイナンバーカードの活用状況について、アとして、現在、マイナンバーカードを利活用して提供している行政サービスには、どのようなものがあるかについてであります。

マイナンバーカードを活用した行政サービスといたしましては、まず、全国のコンビニエンスストアなどにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書などの各種証明書を夜間や休日でも取得できるコンビニ交付サービスを実施しております。

このサービスにつきましては、マイナンバーカードの利用促進と市民の利便性向上を図るため、本市では、交付手数料を窓口での交付よりも安価に設定しているところであります。

次に、国が運営するマイナポータルを活用し、転出届をはじめとする引っ越しに伴う手続などに関する各種手続について、24時間いつでもオンラインで申請できるサービスを提供しております。

また、本市独自の取組として、マイナンバーカードを小牧市民病院の診察券や図書館の貸出券として利用できるサービスを提供するなど、その活用範囲の拡大を図っているところであります。

〇市長公室長（駒瀬勝利）

次に、新たに利活用を予定している行政サービスについてでありますが、今後、新たに利活用を予定している行政サービスにつきましては、現時点において、具体的に導入が決定しているものはありません。

一方、国においては、利便性の向上や利用機会の拡大に向けた取組の一つとして、次期マイナンバーカードの導入に向けた検討などが進められております。

本市といたしましても、こうした国の動向を踏まえ、マイナンバーカードの活用により、市民の利便性向上や手続の簡素化につながる行政サービスについて、引き続き、導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

〇市長公室次長（舟橋知生）

次に、（２）オンライン申請について、アとして、申請時の本人確認はどのような方法で行っているかとの御質問であります。

オンライン申請による行政手続の本人確認につきましては、各種手続の根拠法令や内容、想定されるなりすましなどのリスクを踏まえ、必要となる本人確認の程度に応

じた方法を採用しております。

例えば、マイナポータルを利用して行う転出届など、厳格な本人確認を必要とする手続では、マイナンバーカードによる本人確認を行っておりますが、イベントの講座の申込みなど、厳格な本人確認を必要としない手続では、マイナンバーカードによる本人確認を行ってはおりません。

以上です。

○市長公室長（駒瀬勝利）

次に、イ、市民の文字入力負担を大幅に軽減する「入力しない窓口」を推進する考えについてでありますが、オンライン申請における市民の入力負担を軽減することは、利用しやすいデジタル市役所を推進する上で重要であると考えております。

マイナポータルのぴったりサービスや本市が利用しているオンライン申請システムでは、あらかじめ登録した氏名や住所など基本情報を申請時に活用することにより、繰り返し入力する負担の軽減を図っているところであります。

今後も、入力項目の精査を含め、利便性と分かりやすさに配慮したオンラインサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、ウ、一度本人確認を行えば複数の行政サービスを横断して利用できる「デジタルＩＴ基盤」について市はどのように考えているかについてでありますが、複数の行政サービスに共通して利用できるデジタルＩＤ基盤は、利用者の利便性向上に資するものと認識をしております。

本市としましては、マイナンバーカードによる公的個人認証を本人確認の共通基盤として活用することを基本とし、各手続の内容や、想定されるリスクに応じて本人確認の要否や必要となる方法を適切に判断することが重要であると考えております。

今後も、国の制度や共通基盤の動向を注視しながら、利便性と安全性に配慮した本人確認基盤の在り方を検討し、よりよいオンラインサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

再質問に入らせていただきます。

ただいまの御答弁では、マイナンバーカードの利活用について、市民の手続の簡素化につながる行政サービスの導入可能性を検討いただける内容と理解しました。ぜひ、入力しない窓口が対応となるサービスの拡大をよろしくお願いします。

今回、私がお伝えしたいのは、個別のシステムではなく、土台となる本人確認基盤

の重要性です。マイナンバーカードは本人確認基盤のツールです。基盤があれば、新しいサービスの追加もスムーズに連携できます。まず、本人確認基盤を整え、その上にサービスを積み重ねる。この基盤が整えば、例えば、福祉、健康、防災、給付金、電子申請はもちろん、必要な情報を必要な人に届ける、いわゆるプッシュ型のサービスや地域通貨、医療情報との連携もスムーズになります。

一例になりますが、本市の様々なポイント施策がアプリを横断して連携できれば、登録口座への入金、デジタルポイント還元、市の施設への入場券配布なども可能になります。

現在、ウオーキングアプリ、アルコのポイント達成者への地域振興券の配布は、職員による、言わば人海戦術、手作業で行われております。これが自動化できれば、職員の時間外勤務、あと金券を扱う精神的な負担がなくなるだけではなく、市民の皆様も受け取りのために市役所までわざわざ足を運ぶということもなくなります。

まさに、その動きを象徴する出来事が先日ございました。８月25日、国においても、これまで別々であった「マイナポータルアプリ」と「デジタル認証アプリ」が新しく、「マイナアプリ」として一つに統合されました。行政と民間サービス、両方の本人確認が一つのアプリで完結する時代が既に始まっております。

これは、まさに国が方向性を具体的な形で示したものだと受け止めております。

そこで伺います。この国の動き、すなわちマイナアプリによる本人確認基盤の一本化について、本市として、今後の施策にどう生かしていくお考えか、改めてお伺いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

議員御指摘のとおり、本人確認が必要なオンラインサービスについて、個別のシステムごとに本人確認の仕組みを整備するのではなく、共通の本人確認基盤を活用することは、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化の観点から有効であると考えております。

本市といたしましては、手続の内容や想定されるリスクに応じて、本人確認の要否や程度を判断した上で、本人確認が必要な手続については、国が進めるマイナンバーカードによる公的個人認証を共通の本人確認基盤として活用し、利便性と安全性を両立したデジタル市役所の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上となります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

先日伺った講演の中で、元台湾デジタル大臣のオードリー・タン氏は、インターネ

ットが本来持つべきでありながら実装されずにきた、本人確認という責任を伴う仕組みの必要性という趣旨で指摘されていました。

また、別の講演では、デジタル庁の担当者から、マイナンバーカードという強力な信頼の起点を活用し、それを経済活性化につなげていくためには、設計段階から信頼性を担保する根本的な仕組みづくりが必要であるとの指摘がありました。

こうした中で、個々のアプリを追加するだけでなく、まずは、信頼できる本人確認の土台をしっかりと築くことこそが、これからのデジタル市役所の実現に不可欠であると改めて実感しました。

繰り返しになりますが、小牧市には「書かない窓口」をいち早く実現してきた実行力があります。この実行力を持って、次は、本人確認基盤の整備という、より根本的な取組に踏み出していただくことを期待し、質問項目２を終わらせていただきます。

次の質問に入ります。

質問項目３、生成ＡＩ等を活用した庁内業務改革の推進について。

人口減少社会において、限られた職員数で質の高い行政サービスを維持していくためには、職員の努力だけに頼るのではなく、デジタル技術を活用し、業務の効率化や働き方改革を進めていくことが重要です。

近年、生成ＡＩをはじめとしたデジタル技術は急速に進化しており、自治体においても、文書作成支援や情報整理、業務改善などへの活用が進んでおります。

本市においても、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｃｏｐｉｌｏｔや自治体向け生成ＡＩ「コモンズＡＩ」が導入されました。

こうした動きを踏まえまして、質問いたします。

（１）生成ＡＩの活用状況について。

ア、現在、生成ＡＩをどのような業務で活用しているか、お伺いします。

イ、自治体向け生成ＡＩ「コモンズＡＩ」を導入した目的について伺います。

ウ、生成ＡＩを使用する際、どのようなセキュリティ対策を講じているか、伺います。

生成ＡＩやＤＸは、単に新しいシステムを導入することが目的ではなく、職員が本来時間をかけるべき市民対応や政策づくりに注力するための手段の一つです。特に、予算編成時期など特定の時期に業務負荷が集中する部署において、ＡＩ等を活用することは、職員の負荷軽減につながります。

また、デジタル庁では、「隗より始めよ」との観点から、ガバメントＡＩ「源内」を政府自ら先導的に活用を開始しました。さきの熊本地震の際には、被災自治体への「源内」の緊急提供も行われております。

さらに、本年４月には、「源内」を商用利用も可能なオープンソースソフトウエアとして無償公開しました。これは、つまり、国が開発したＡＩの設計図そのものを、誰でも自由に使い、改良し、それぞれの現場に合わせて育てていくことができるということになります。

これまでは、国・地方、それぞれの自治体が似たようなＡＩ基盤を０から重複して開発してきた面がありますが、この源内をひな形として活用することで、こうした重複開発を防ぎ、コストを抑えることができます。

さらに、特定の事業者に依存しない形で、各自治体が自らの実情に応じてＡＩ基盤を運用、そして、発展させていくことが可能となります。

こうした国の動きを踏まえたとき、本市が既に導入したコモンズＡＩとこの源内との関係性を整理し、今後のＡＩ活用戦略にどのように位置づけていくか、ここが大変重要な論点であると考えます。

そこで、（２）今後の行政ＤＸ推進について。

ア、今後、ＡＩやデジタル技術を活用し、庁内業務の効率化や職員の働き方改革をさらに推進していくお考えはあるか、お伺いします。

イ、キントーンなどのノーコード・ローコードツールを活用し、現場の職員が自ら業務改善アプリを作成するような取組は進んでいるか、お伺いします。

ウ、デジタル庁が推進するガバメントＡＩ「源内」と、コモンズＡＩなど本市が導入したＡＩとの関連性について、市としてどのように捉えているか、お伺いします。

以上、１回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目３について答弁を求めます。

○市長公室次長（舟橋知生）

質問項目３、生成ＡＩ等を活用した庁内業務改革の推進についてであります。

（１）生成ＡＩの活用状況について、ア、現在、生成ＡＩをどのような業務で活用しているかについてであります。

本市では、令和５年度に生成ＡＩの庁内業務への活用について検討を行い、文書作成や会議録・議事要旨の作成、情報収集・整理など職員の業務を支援する様々な分野で活用できるものと整理いたしました。

その結果を踏まえ、令和６年度から生成ＡＩの活用を開始しており、現在は、文書の作成や要約・校正、情報収集・整理、企画や施策を検討する際のアイデア出しなどに活用しております。

また、計画策定業務における文書作成や論点整理にも活用するなど、業務の効率化

や職員の負担軽減につなげているところであります。

以上であります。

○市長公室長（駒瀬勝利）

次に、イ、自治体向け生成ＡＩ「コモンズＡＩ」を導入した目的についてでありますが、コモンズＡＩを導入する目的は、庁内に蓄積されている様々な知識やノウハウを共有し、職員が必要な情報を必要なときに活用できる環境を整えることで、業務の効率化と行政サービスの向上につなげることであります。

コモンズＡＩは、市があらかじめ登録した計画や手引き、業務マニュアルなどを参照し、その内容に基づいて回答を作成することができます。こうした機能により、必要な情報の検索や確認を効率化するとともに、組織内に蓄積された知識やノウハウを有効に活用するため導入することとしたものであります。

次に、ウ、生成ＡＩを使用する際に、どのようなセキュリティ対策をしているかについてでありますが、生成ＡＩの利用に当たりましては、個人情報や行政内部の非公開情報を適正に取り扱うことが重要であると認識しており、本市では、技術面と運用面の両面から情報セキュリティの確保に努めております。

技術面では、職員が入力した情報がＡＩモデルの学習に利用されないことなど、業務利用に必要なセキュリティ要件を確認した上でサービスを選定しております。

運用面では、生成ＡＩの利活用に関するガイドラインを策定し、個人情報や行政内部の非公開情報など機密性の高い情報は生成ＡＩに入力しないこととしており、職員への周知を通じて適切な情報管理を行っております。

今後も、生成ＡＩを取り巻く状況の変化に応じて、必要なルールや運用方法を見直すとともに、職員への周知、研修を行い、安全かつ適切な活用に努めてまいります。

続きまして、（２）今後の行政ＤＸ推進についてのア、今後、ＡＩやデジタル技術を活用し、庁内業務の効率化や職員の働き方改革をさらに推進していく考えはあるかについてでありますが、ＡＩやデジタル技術の活用につきましては、人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化に加え、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、今後、ますます重要になるものと認識しております。

本市では、オンライン申請の拡充、業務のデジタル化、生成ＡＩの活用などを積極的に進めており、業務の内容、導入・運用に要する経費、期待される効果、情報セキュリティなどに十分留意しながら、庁内業務の効率化と職員の負担軽減に取り組んでおります。

今後も、定型的な事務作業や文書作成、情報収集・整理など効果が見込まれる業務から生成ＡＩやデジタル技術の活用を進めることにより、職員が市民対応や政策立案、

行政課題の解決などに、より多くの時間を充てられる環境を整え、市民サービスの向上と、職員の働き方改革を推進してまいります。

次に、イ、キントーンなどのノーコード・ローコードツールを活用し、職員が自ら業務改善アプリを作成するような取組は進んでいるかについてでありますが、本市では、キントーンなどのノーコード・ローコードツールを活用し、現場の職員が自ら業務改善を進めることができるよう、職員研修やアプリ作成の支援を行っております。

これまでに、介護保険認定申請の進捗状況の確認や、市内医療機関との検診等の実施状況の確認などの業務において、職員が自らアプリを作成し、業務の効率化につなげております。

また、こうした取組を庁内全体に広げるため、勉強会や事例発表、アプリ作成に係るハンズオン支援等を実施し、改善事例の共有や他の部署への横展開を図っております。

今後も、職員による主体的な業務改善を促進するとともに、こうした取組を庁内に広げながら、継続的な業務改善に取り組んでまいります。

次に、ウ、デジタル庁が推進するガバメントＡＩ「源内」とコモンズＡＩなど、本市が導入するＡＩとの関連性をどのように捉えているかについてでありますが、デジタル庁が推進するガバメントＡＩ「源内」は、国の職員が安全かつ効率的に生成ＡＩを活用できるよう、各府省庁への展開が進められている生成ＡＩ利用基盤であります。

一方、コモンズＡＩなど本市が導入・活用する生成ＡＩは、民間事業者が提供するサービスであり、それぞれの特長を生かして、職員の日常業務を支援するものであります。

両者は、行政における生成ＡＩの活用を支援する点では共通しておりますが、現時点では、ガバメントＡＩ「源内」の市町村への利用展開についての情報はありません。

本市といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、各生成ＡＩの安全性・利便性、機能、導入・運用経費などを総合的に確認し、それぞれの特徴に応じて適切に選択・活用することで、市民サービスの向上と職員の業務効率化につなげていきたいと考えております。

以上となります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

御答弁にもありましたとおり、生成ＡＩは、情報整理や資料作成だけでなく、今や政策立案や行政課題の分析など、様々な用途で活用できる技術になってきております。

引き続き、ローコードアプリ等を活用いただき、業務改善をし、効率化につなげて

いただけるよう、主体的な行動をしていただけますよう、よろしくお願いします。

再質問になりますが、今後、このような生成ＡＩの活用によって、職員の業務時間の削減や業務品質の向上といった具体的な効果を把握していくお考えはないでしょうか、お答え願います。

○市長公室長（駒瀬勝利）

生成ＡＩの活用による費用対効果につきましては、現時点では、業務時間の削減量や金額換算などの定量的な効果測定は行っておりません。一方で、生成ＡＩを利用している職員へのアンケートでは、文書作成に要する時間が短縮された、情報収集や要約を効率的に行えるようになったなど、業務の効率化を実感しているとの回答が寄せられており、一定の効果があるものと認識しております。

他の自治体においては、生成ＡＩの活用による業務時間の削減効果を算出している事例もありますが、行政の業務量や業務内容、職員数、組織体制などは年度によって変化することから、削減時間や金額換算だけでは必ずしも費用対効果を適切に評価できない面もあると考えております。

このため、今後は、他の自治体における取組事例や生成ＡＩの利活用に関する連携協定を締結した事業者の知見などを参考にしながら、業務時間の削減に加え、職員の負担軽減や業務品質の向上なども含め、本市の実情に即した効果検証の手法について調査・研究をしていきたいと考えております。

以上となります。

○１番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。

私が調べた情報では、今回導入されましたコモンズＡＩには、「効果測定ダッシュボード」という機能が搭載されており、どの業務でどれだけの削減ができたかといった業務削減効果を定量的に可視化できるはずです。

もちろん、課によって業務内容は異なりますので、一律の指標でというのは難しいとは思いますが、課ごとに指標が異なっていても、一定の効果の把握に努めていただきたいと思っております。

生成ＡＩの導入により、政策立案や行政課題の分析能力は強化されるものと考えます。市が、生成ＡＩを活用することで能力を高めていくのであれば、議員側においても生成ＡＩを活用することは有効な手段になり得ると考えます。

一方で、議員が行政側のＡＩ環境をそのまま利用するかどうかは、本来、議会自身が判断し、体制を整えていくべき事例であると認識しておりますが、茨城県取手市の事例では、市が導入した生成ＡＩによる答弁書作成支援システムのアカウントを議員

側にも配付して利用を進めるなど、議会と行政双方でＡＩ活用を進めている事例もあります。

こうした先進事例も参考にしながら、議会側としても適切なルールの下で、ＡＩを活用していく体制づくりを今後、検討していく必要があるのではないかと考えております。議員と行政、双方がそれぞれの立場でＡＩを適切に活用し、より深い議論ができる議会を目指してまいりたいと思います。

最後に、１点申し添えさせていただきます。

生成ＡＩの進化のスピードは、私たちの想像をはるかに超えるものがございます。数か月前の常識が、今ではもう古いということが当たり前のように起きております。そうした中、自治体向けにも、職員の皆様の業務を効率化するＡＩサービスが、既に世の中に数多く登場しております。

大切なのは、こうした流れをただ傍観するのではなく、積極的に試してみる姿勢だと考えております。もちろん全てのものが現在の業務にフィットするとは限りません。しかし、実際に使ってみて効果があると判断されたものについては、ぜひ、継続して活用していただきたい、そうした前向きな検討を今後、続けていただきたいと思っております。

以上で、質問項目３の質問を終わります。

これにて、私の全ての質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、佐藤早苗議員。

○９番（佐藤早苗）

９番、佐藤早苗でございます。

皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目２件について質問させていただきます。

質問項目１、安心して小学校生活をスタートできる環境づくりについて。

４月になると、朝、目に涙を浮かべて登校する新１年生を見かけることがあります。小学校への入学は、子どもたちにとって大変大きな変化の連続です。

幼稚園・保育園などの遊びを中心とした学びから、小学校に入学すると、時間割に沿って生活し、机に座って学習に取り組みます。また、集団で歩いて登下校する通学団への参加、トイレをはじめとする設備の違いなど、生活環境も大きく変わります。

こうした環境の急激な変化に子どもたちがうまく適応できず、授業中に友達とおしゃべりをする、意味もなく席を立つなどといった状態が続くことがあり、これを「小

１プロブレム」という言葉で表現しています。これは、特別な子どもだけに起こる問題ではなく、環境変化の大きさによって、どの子にも起こり得る課題であると言われています。

また、子どもにとっては初めての進学であり、この時期につまずいてしまうということは、その後の学校生活や成長に大きな負の影響を与えかねません。ひいては、不登校の要因になる可能性もあります。

子どもの成長において、幼児期は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であるとされています。また、子ども一人一人の発達や学びは、幼児期と学童期とで明確に区切られるものでもありません。そのため、小学校からの学びは０からのスタートではなく、幼児期からの学びや育ちを小学校教育へと切れ目なくつないでいくことと、幼児教育から小学校教育へ連続性・一貫性を大切にし、スムーズに移行することが重要です。

そこで、国は、年長クラスの５歳児から小学校１年生までの２年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、「幼保小架け橋プログラム」を推進しています。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を幼児教育と小学校教育をつなぐ共通の視点とし、５歳児のカリキュラムと小学校１年生のカリキュラムを一体的に捉え、子どもに関わる全ての関係者が立場を超えて連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すとしています。

令和４年度からは、架け橋期のカリキュラムの開発・実施等に取り組む19の自治体をモデル地区と採択し、３年間にわたって幼保小の接続の充実に向けた実践と調査研究を集中的に国も進めてきました。

本市におきましても、子どもたちが戸惑うことなく、安心して小学校生活をスタートできるよう、その充実に向けた取組を進めていく必要があると考えます。

そこで質問です。

（１）幼保小の架け橋プログラムについて。

ア、幼保小接続に向けた取組状況について伺います。

イ、幼稚園・保育園と小学校の子ども同士の交流や、例えば、小学校と保育者では、子どもへの指導方法や専門用語が異なります。相互理解促進のため、職員同士の交流の実施状況について伺います。

ウ、幼保小における接続に向けたカリキュラムの編成について伺います。

オ、小学校における接続に向けたカリキュラムの実践について伺います。

本市では、昨年度より発達障がいなどを早く発見し、安心の就学につなげることを

目的として、５歳児健診が開始されました。主要施策説明書の中には、令和７年度は受診率が92.6％とあり、多くの子どもたちが受診していることが分かりました。障がいのある子どもや特別な配慮を必要とする子どもには、一人一人に応じた支援が必要です。

そこで質問です。

（２）特別な配慮を必要とする子どもや家族への支援について。

就学前の子どもを持つ保護者が安心して相談できる支援体制について伺います。

以上で、１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目１、安心して小学校生活をスタートできる環境づくりについて、（１）幼保小の架け橋プログラムについて、ア、幼保小接続に向けた取組状況についてでありますが、本市では、平成８年度から公立・私立の幼稚園の教諭や保育園の保育士を対象に、幼児教育に関する研修や講演会を開催するなど、幼児教育の充実に向けた取組を進めております。

平成13年７月には、幼児教育施策の方向性を協議する会議体として、幼年期教育推進会議を設置し、幼児教育の推進に係る取組を進めてきました。

その後、幼稚園・保育園、小学校の連携を具体的に推進するため、平成29年度に、幼年期教育連携推進会議として会議体を改め、実務的な連携体制を強化するなど、幼児教育と小学校教育の連携に関し、継続的に取り組んで来ました。

国の動向としましては、令和４年に、文部科学省は幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための総合的な取組である幼保小の架け橋プログラムを発表しました。

このプログラムでは、５歳児から小学校１年生までの２年間を架け橋期と位置づけ、架け橋期の教育の充実を図るため、幼保小が共同し、共通の視点を持って教育課程や指導計画などを具体化できるよう、架け橋期カリキュラムを作成することが重要とされました。

そこで、本市では、これまでの取組を基盤として、昨年度に愛知県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの支援を受けながら、米野小学校区をモデル地区として、第一幼稚園、大山保育園及び米野小学校による「幼保小つながる会議」を立ち上げ、幼保小の架け橋期カリキュラムの検討・作成を進めました。

また、実際の子どもの姿を通して学び合う公開保育や幼年期教育連携推進会議及び幼年期教育研修会を実施し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続について協議を重ね

ております。

今年度は、米野小学校区が愛知県の「幼保小架け橋プログラム推進地区」の指定を受けましたので、これまで培ってきた連携の取組を生かしながら、架け橋プログラムをさらに推進していく予定であります。

続きまして、イ、子ども同士の交流や職員同士などの交流の実施状況についてでありますが、職員同士の交流につきましては、公開保育や幼年期教育連携推進会議、幼年期教育研修会を通じて、園と小学校の職員が互いの教育・保育内容や子どもの育ちについて理解を深めております。

また、子ども同士の交流については、各園や小学校の実情に応じて、小学校１年生が園を訪問したり、年長クラスの園児が小学校を訪問して１年生と交流するなどの交流の機会を設けている事例もあります。こうした取組が、園と小学校の連携強化や学びの連続性についての共通認識の形成につながっていくものと考えております。

続きまして、ウ、幼保小における接続に向けたカリキュラム編成についてであります。

令和７年度に、米野小学校区において、園での遊びを小学校での学びにつなげることを基本的な考え方とした「米野小学校区架け橋期カリキュラム」を作成いたしました。

このカリキュラムでは、「『やってみよう』という思いを持ち、『いきいき』と『仲間とともに』にチャレンジする子」を共通目標として掲げるとともに、「育ってほしい子どもの姿」や「『遊び・学び』のつながり」を幼保小の共通の視点として設定しています。

今後は、このカリキュラムを活用しながら、園と小学校が共通の視点の下で子どもの育ちや学びをつなぎ、円滑な接続に向けた取組を進めていきます。

また、米野小学校区での実践を通じて得られた成果や課題を整理し、各小学校区の実情に応じた架け橋期カリキュラムの作成や活用につなげることで、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、幼保小が連携した取組を推進してまいります。

以上です。

〇教育長（中川宣芳）

続きまして、エ、小学校における接続に向けたカリキュラムの実践についてのお尋ねでございます。

小学校におきましては、幼児期の遊びや体験を通した学びを生かしながら、生活科を中心として、各教科への関連を図った教育活動を進めておるところでございます。

学校探検や自然体験、栽培活動などの体験的な学習を取り入れるとともに、国語や

算数などの学習におきましても、子どもの興味や関心を大切にしながら主体的に学ぶことができる授業づくりに努めているところです。

また、入学当初には、幼児期の経験を振り返ったり、学校生活や学校の決まりに慣れるためのカリキュラムを設定したり、安心して学べる教室環境の工夫などを行い、一人一人が円滑に学校生活へ適応できるよう取り組んでおるところでございます。

教育委員会といたしましては、幼稚園・保育園及び小学校が相互に連携し、子どもたちの学びと育ちが切れ目なくつながるよう、幼保小架け橋プログラムの充実を図り、安心して小学校生活をスタートできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

続きまして、（２）特別な配慮を必要とする子どもや家族への支援について、就学前の子どもを持つ保護者が安心して相談できる支援体制についてであります。

子どもの発達においては、早期に特性を把握するとともに、保護者が抱える不安を共有し、適切な支援を行っていくことが重要と考えております。

乳幼児健康診査は、保護者から子どもの状況をお聞きすると同時に、発達状況を確認できる大切な場であります。健康診査を通じて、子どもの発達に関する支援や保護者の子育てに関する相談が必要となる場合では、保健師が中心となり、医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携しながら、専門的な相談や療育支援を切れ目なく実施しております。

中でも、５歳児健康診査は、言語や社会性における発達の程度が見えやすくなる貴重な時期であり、子どもの特性や家庭の状況を踏まえ、保護者へ助言・相談などの支援ができる機会であると認識しております。

今後も、子ども一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援と保護者が安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。

以上であります。

○９番（佐藤早苗）

先ほどの私の質問の中で、（１）のエをオと申し上げました。謹んで訂正させていただきます。

ただいま御答弁いただきました。

（１）で、本市におきましては、平成８年度から幼児教育の充実に取り組まれてきたことが分かりました。

そして、昨年度からは、米野小学校区をモデル地区として、第一幼稚園、大山保育

園、米野小学校による幼保小つながる会議を立ち上げ、先生方や子どもたちも互いに様々な機会を通じて交流されているということも分かりました。

接続のカリキュラムについては、やってみようという思いを持ち、生き生きと仲間とともにチャレンジすることの共通目標の下、米野小学校区架け橋カリキュラムを作成されたとのことでした。今後は、このカリキュラムを活用して、小学校教育と幼児教育の円滑な接続に向けて取組を推進していただけるとのことでありました。

小学校においても、生活科を中心として、体験的な学習、あとは、学校生活や学校の決まりに慣れるためのカリキュラムを設定してくださり、安心して学べる教室環境の工夫などを行い、一人一人が円滑に学校生活をできるように取り組んでいるとのことでありました。

ここで、再質問を一つさせていただきます。

架け橋期の教育の充実に当たり、幼児教育と小学校教育の双方に精通し、幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターが必要だと思いますが、配置するお考えはないか、伺います。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

本市では、先ほど答弁しましたように、昨年度から愛知県幼児教育センターの幼児教育アドバイザーの支援を受けており、今後は、愛知県が実施する架け橋期のコーディネーター育成研修に指導保育士が参加し、推進体制の構築に向けた人材育成を進める予定であります。

〇９番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

今後は、コーディネーター育成研修に指導保育士が参加し、人材育成を進めていってくださるとのことでした。要となる方だと思いますので、推進をお願いしたいと思います。

（２）の就学前の子どもを持つ保護者が安心して相談できる支援体制については、各健康診査を通じて、保健師が中心となって専門的な相談に乗り、療育支援も切れ目なく実施していただいているとのことでした。

５歳児健診も、保護者への助言や相談支援を行う重要な機会であると認識されているということでありました。保護者にとって、相談できるきっかけがあることはすごく大切だと思います。

また、相談後は、小学校に就学するまでに約１年間あります。その１年間を活用して、支援する体制や療育につなげると、スムーズに就学につながるケースがありますので、健診後の子どもと保護者へのフォローもお願いしたいと思います。

ここで再質問です。

保育園では、親からの相談があった場合、どのように対応されているのか、伺います。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

保育園においては、保護者と一緒に子どもの育ちを考え、成長をともに喜び合いながら子育てを支えております。日頃から保護者とのコミュニケーションを通じて、お子さんの園での様子や家庭での生活の様子を共有しながら相談に応じております。

また、特別な配慮を必要とするお子さんの保護者が、不安や悩みを一人で抱え込むことがないよう、保育士がお子さんの園での様子をお伝えし、保護者の気持ちに寄り添いながら、ともに対応を考えるなど、安心して相談できる環境づくりに努めております。

その中で、お子さんの状況に応じて、就学前相談や発達相談を御案内するほか、保護者の同意を得た上で、関係機関と情報共有を図りながら必要な支援につなげております。

以上です。

〇９番（佐藤早苗）

日頃から、保護者とのコミュニケーションを通じて、保護者が不安や悩みを一人で抱え込むことがないよう、安心して相談できる環境づくりに努めて、保護者の同意を得た上で関係機関につなげているとのことでした。

親御さんは、どうしてもほかの子と比べがちで、不安を抱える場合があるかと思います。相談をするのにもすごく勇気が要ると思いますので、気軽に相談できるよう、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、全体的についての再質問をさせていただきます。

今後、幼保小架け橋プログラムを市内全域に展開するための取組について伺います。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

現在は、愛知県の幼保小架け橋プログラム推進地区に指定された米野小学校区において、先行的に実践を進めております。今後は、米野小学校区で得られた成果や課題を整理し、各小学校区の実情に応じた幼保小の架け橋期カリキュラムの作成や活用につなげ、順次、他の地区へ展開していく予定であります。

また、園と小学校の連携の輪を広げるとともに、子どもたちの活動や学びについて、情報共有や実践交流ができる機会を充実させ、園と小学校が共通の視点を持って連携を進められる環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○９番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

今後は、米野小学校区で得られた成果や課題を整理し、各小学校の実情に応じたカリキュラムの作成や活用につなげ、順次、他の地区に展開していく予定とのことでありました。

横浜市の先進事例には、幼稚園・保育園で使っていた自分のマーク、花とか飛行機とか船などありますが、それをそのまま小学校の靴箱に貼って迎えるという工夫も行われていました。園で使っていた自分のマークが小学校にあることで、園と学校がつながっているんだという安心感を与えるとのことです。架け橋期のカリキュラムの作成に加えて、このような環境づくりにも工夫をされていました。

米野小学校区が愛知県の幼保小架け橋期のカリキュラムの指定を受けられたということですので、地域によって実情の違いはあるかと思いますが、この取組が市内全域で展開され、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう、今後とも推進をよろしくお願いいたします。

以上で、質問項目１を終わります。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後１時といたします。

（午前11時55分　休　憩）

（午後１時00分　再　開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

○９番（佐藤早苗）

質問項目２、子どもから大人へつなぐ虫歯予防について。

虫歯は、歯を失う原因の多くを占めています。80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020運動」は、本市でも、8020表彰を行うなどの取組を通じて、かなり浸透してきました。高齢になっても自分の歯を多く残し、しっかりかんで食べることは、フレイル予防、生活習慣病予防など健康な生活を送る上で大切であり、健康寿命延伸につながります。

子どもの虫歯は、高齢期の歯の喪失につながります。子どもの虫歯は、全体として

は減少傾向にあります。しかし、社会経済的な因子や地域格差による健康格差が存在し、虫歯を多数抱える子どもの存在も指摘されています。

また、厚労省の令和６年歯科疾患実態調査によると、小学生では、虫歯を有する者の割合が比較的低い一方、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて増加する傾向にあります。そして、成人期には、過去に治療した虫歯の再発や、高齢期には、歯の根元にできる根面う蝕が増加しています。このため、健康格差を縮小し、あらゆる世代を通じて虫歯予防の取組が重要です。

特に、学童期の虫歯予防は、乳歯から永久歯に生え変わる時期であり、口腔機能の発達や歯並びなど生涯にわたって影響を及ぼす可能性があり、とても大切です。

虫歯の発生要因を示す「カリエスの輪」という図があります。それは、歯の質、細菌、食物という３つの輪からなり、それが重なることで虫歯が発生するとされています。

それぞれの予防手段は、フッ化物で歯の質を強くする、歯磨きで細菌を減らす、食生活で糖の摂取をコントロールするなどです。これらを組み合わせて実践することで、虫歯の発生リスクが減少します。その中でも、フッ化物は歯の質を強くする作用があるため、効果はより高いことが証明されています。

そこで、（１）虫歯の現状について。

全ての歯が永久歯となる年齢とされる12歳児の虫歯のない者の割合の推移について伺います。

本市におきましては、令和３年４月に、「小牧市歯と口の健康づくり条例」を制定され、教育課程の中でも、学校歯科検診をはじめ、様々な取組をしていただいております。

（２）小学校での虫歯予防について。

ア、取組について伺います。

イ、給食後の歯磨きの実施状況について伺います。

ウ、フッ化物洗口の実施状況について伺います。

以上で、１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

〇教育部次長（長谷川隆司）

質問項目２、子どもから大人へつなぐ虫歯予防について、（１）虫歯の現状について、12歳の虫歯のない者の割合の推移についてでございますが、令和５年度から令和７年度までの過去３年度分の推移をお答えします。

令和５年度が80.7％、令和６年度が81.6％、令和７年度が85.8％となっております。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、（２）小学校での虫歯予防についてのア、取組についてであります。

小学校における虫歯予防につきましては、児童が生涯にわたり自らの歯と口の健康を維持できるよう、発達段階に応じた歯科保健教育や健康指導を行うことが重要であると認識しております。

そのため、各学校におきましては、保健センターからの歯磨き教室として、歯科衛生士による指導を、小学４年生を対象に実施するとともに、学校ごとに歯の健康教育を実施しております。

また、養護教諭や学校歯科医等と連携しながら、正しい歯磨き習慣の定着や食生活に関する指導、定期健康診断の結果を踏まえた受診勧奨など、虫歯予防に向けた取組を進めているところであります。

さらに、教育委員会といたしましては、各学校に対しまして、給食後の歯磨き等を推奨しております。各学校におきましては、それぞれの実情を踏まえ、学校長の判断の下で対応していただいていることから、学校によって取組状況に差異はありますが、給食の歯磨きやフッ化物洗口の取組が行われております。

以上です。

○教育部次長（長谷川隆司）

続きまして、イ、食後の歯磨きの実施状況についてであります。

給食後の歯磨きの実施状況としましては、年間を通じて実施している学校が７校、特定期間のみの実施が５校、児童生徒の自由意思による実施が４校となっており、全16小学校で何らかの形での実施がなされております。

次に、ウ、フッ化物洗口の実施状況についてであります。

現在、フッ化物洗口を実施している小学校は３校となっております。

以上であります。

○９番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

（１）本市でも12歳児の虫歯のない者の割合は、年々減少傾向にあるということが分かりました。

（２）のアの取組では、発達段階に応じた歯科保健教育や健康指導を行うことが重要であるとの認識の下、各学校で歯の健康教育を実施しており、学校検診や結果を踏まえた受診勧奨、さらには、学校によって取組状況には差異はあるものの、給食後の歯磨きやフッ化物洗口の取組も実施しているとのことでありました。

ここで、一つ再質問です。

学校歯科検診で、虫歯で受診勧奨となった児童について、歯科医院を受診した後の受診結果の報告状況について伺います。

〇教育部次長（長谷川隆司）

令和７年度の状況でお答えいたします。

市内小学校全体で検査を受けた7,151人のうち、虫歯のあった児童は1,837人で、そのうち、治療の報告のあった児童の人数は922人であります。

以上であります。

〇９番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

令和７年度の学校歯科検診で、虫歯に関して受診勧奨となった1,837人のうち、約半数の922人から歯科受診の結果、治療完了とか経過観察中などの報告だと思いますけれども、そういう報告があったということでありました。

子どもの中には歯が痛くないから行きたくないという子がいると聞きます。気持ちはすごい分かりますが、虫歯は自然に治りません。痛くないうちに治療することが一番簡単に治療できると思いますので、もう一歩の勧奨をお願いしたいと思います。

（２）のイです。給食後の歯磨きについては、小牧市内の全小学校16校で何らかの形で実施していただいているとのことでした。（１）で12歳児の虫歯のない者の割合が年々減少傾向にあるのも、家庭での取組に加え、学校関係者をはじめとする皆様の歯磨き習慣の定着に向けた御尽力によるものと感謝申し上げます。

（２）のウで、フッ化物洗口を実施している小学校は３校とのことでした。フッ化物による虫歯予防は、ＷＨＯをはじめ、国内外の専門機関・団体が、効果と安全性を認め、積極的な応用を推進しています。

フッ化物局所応用には、家庭で気軽にできるフッ化物配合歯磨き剤、歯科医院などで行うフッ化物歯面塗布、保育園・幼稚園・小学校など集団で行うフッ化物洗口の３つの方法があります。

フッ化物応用による虫歯予防効果の主な特徴ですが、生えたての歯のエナメル質は成熟しておらず虫歯になりやすいですが、フッ化物はエナメル質に働きかけ、歯の質を強くします。また、乳歯と永久歯が入り混ざり、とても磨きにくい時期でも、歯ブラシでは届きにくい歯と歯の間や奥歯の溝の虫歯も予防できます。

さらには、フッ素には再石灰化作用があるため、ＣＯ（要観察歯）と言われるものですが、初期虫歯を健全歯に戻す働きもあります。歯が生えて二、三年の間に応用すると、最も虫歯予防効果が高まることから、歯の生え替わりの学童期にフッ化物を応

用する意義はとても大きいと考えます。

その中でも、正しい洗口法で実施するフッ化物洗口は、ほかのフッ化物応用に比べて高い効果が期待されています。歯磨きをしなくてもいいということではありませんが、もし、歯の汚れが多少残っていても効果は変わらないことも証明されています。

そして何より、学校などの集団で実施するフッ化物洗口のメリットは、子どもの家庭環境、いわゆる社会経済状況に左右されず、誰でも参加でき、継続しやすいため、健康格差の縮小につながっていきます。

厚生労働省が令和２年に新潟県弥彦村で行った調査結果によりますと、フッ化物洗口を保育園から中学校の11年間実施してきた30歳から35歳の人は、弥彦村以外で育った同年代に比べて、虫歯を経験した歯の本数が少ないことが分かりました。

子どもから大人につなぐ虫歯予防です。フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合の歯磨剤を合わせることにより、効果はより高くなり、虫歯予防になります。この３つを合わせて、もう大丈夫かなという不安はあるかと思いますが、厚労省は問題ないとしています。

保護者の皆様方には、このような疑問や不安があるのは確かだと思います。フッ化物の正しい知識について、ホームページなどを活用するなど、啓発をお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

最後の再質問になりますが、今後も学校給食後の歯磨きやフッ化物洗口の実施の拡大について、市長の御所見を伺います。

○市長（天野正基）

佐藤議員の質問にお答えします。

給食後の歯磨きやフッ化物洗口は、児童生徒の口腔衛生の向上や虫歯予防に資する取組であり、子どもたちの健康づくりを進める上で重要な役割を果たすものであると認識しております。そのため、市といたしましても、教育委員会において、各学校に対し取組を推奨しているものと承知しております。

一方で、給食時間や昼休みは限られた時間であり、教職員は給食指導や清掃指導、児童生徒への対応など多くの業務を担っていることから、学校での取組を進めるに当たっては、教職員の負担増につながらないよう十分に配慮する必要があります。

こうしたことから、実施につきましては、各学校の実情を踏まえ、学校長の判断の下で対応することが適切であると考えておりますが、市といたしましては、引き続き、子どもたちの健康づくりの観点から、教育委員会と連携しながら取組を推奨してまいりたいと考えております。

○９番（佐藤早苗）

先ほどの発言で、先に訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの発言で、虫歯のない者の割合は「減っている」と申し上げましたが、正しくは「増えている」でありました。謹んでおわびを申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

市長からただいまの御答弁をいただきました。

歯磨きやフッ化物洗口の実施については、各学校の実情を踏まえ、学校長の判断の下で対応することが適切であると考えているが、市としては、引き続き、子どもたちの健康づくりの観点から、教育委員会と連携しながら取組を推奨していきたいとのことでした。

子どもから大人へつなぐフッ化物洗口の実施に当たりましては、学校関係者の皆様をはじめ、多くの皆様の御協力が欠かせません。各学校の実情に合わせて御配慮いただきながら、子どもたちの健康づくりの観点から、もう一歩の推進をお願いしたいと思います。

そして、市民の皆様には、生涯にわたり虫歯予防のためにフッ化物の利用を継続していただき、よりよい口腔内を保っていただきたいと思います。

以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、猪飼健治議員。

○３番（猪飼健治）

３番、猪飼健治、議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問項目１の篠岡地区スクールバス運行管理委託における入札について、一括して質問いたします。

皆様御存じのとおり、昨今、スクールバス関連の事故は多く、今年度に入ってからも、５月に磐越道で新潟市の北越高校の男子ソフトテニス部員らを乗せた遠征用のマイクロバスがガードレールに衝突して、17歳の部員１人が死亡し、20人がけがをするという痛ましい事故が起きました。亡くなられた方には、心より哀悼の意を表します。

また、６月には、大阪の河内長野市の国道交差点で、中高生が乗る15人乗りのスクールバスが反対車線にはみ出して逆走・衝突し、生徒を含む11人以上が重軽傷を負ういう事故が起きました。

さらに、富山市立義務教育学校、水橋学園のスクールバスが鉄道の踏切内で停車し、乗っていた児童３人が負傷するという事故も発生しています。

交通事故だけではなく、子どもの置き去り事故も起きております。

６月に大分県立特別支援学校のスクールバス車内で、登校時に眠っていた小学生が

降りないまま鍵がかけられ、車内に取り残されるという事故が起きました。

そのような中、先日、小牧の子どもたちの安心安全なスクールバス通学を求める有志の会より、スクールバス運行管理業務委託の入札基準改定及び小牧市独自の安全対策指針の制定についてという陳情が出されました。

それは、６月１日の篠岡地区のスクールバス業務委託における入札においては、入札参加事業者に対する国土交通省の自動車総合安全情報や貸切バス安全性評価認定制度が反映されておらず、入札価格のみで事業者が決定されてしまったので、十分運行の安全性が確保できていないのではないか、入札をやり直して、よりバス運行の安全性が担保される条件や方法を考えてほしいという内容だと思います。小さな子を持つ親御さんが、スクールバスの運行の安全を願うのは当然のことであります。私は、陳情の趣旨として十分納得できるものと考えています。

そこで、それに関連して、（１）として、バスの業務委託における入札についてお聞きいたします。

まず、アとして、入札の方法はどうであったか、お尋ねします。

次に、指名競争入札の場合は、入札に当たっては、その指定業者が的確かどうかを審査するために指名審査会が開かれると思います。

そこで、イとして、指名審査会の開催状況をお伺いいたします。

また、ウとして、指名業者を選定する際の基準についてお伺いいたします。

次に、エとして、バス業務委託入札の結果をお伺いいたします。

そして、次に、この業務委託の入札に先立って、教育委員会において業務委託仕様書がつくられて、その中に安全を確保するための項目が入っていると思います。

そこで、オとして、バス業務委託仕様書における安全確保のための内容は何か、お聞きいたします。

そして、バス運行の安全を確保するための方策についてです。

カとして、バス運行上の安全確保のための望ましい入札の在り方についての認識をお伺いいたします。

そして、次に安全を確保する望ましい入札方法についてはいろいろな方法があると考えますけれど、私としては、選定基準に条件をつけた入札方法も考慮すべきだと考えています。

そこで、キとして、条件をつけた入札方法についてどう考えるか、認識をお伺いいたします。

以上、質問項目１について、１回目の質問です。お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目１、篠岡地区スクールバス運行管理業務委託における入札について、（１）の業務委託における入札についてのうち、アの入札方法は７社による指名競争であります。

次に、イの指名審査会の開催状況につきましては、本年５月７日に物品購入指名審査会にて審査を行いました。なお、この審査会の委員は、各部署の中でも物品の調達や委託、賃貸借の契約が比較的多い部署などの次長級・課長級職員合計９人であります。

次に、ウの指名業者の選定基準でありますが、指名業者の選定につきましては、各事業担当課において、業務の内容や予算規模に応じて選定し、選定した業者を審査会の事務局である総務課に内申します。

審査会では、内申に基づき、許可や認可を必要とする業種については、当該発注に係る許認可を受けた業種であることや、市からの受注実績、倒産または不誠実な行為等に関する情報に留意して指名業者を選定することとしております。

次に、エの入札結果でありますが、指名した７社中、３社から応札がありました。入札は税抜きの金額を提示していただくこととなっており、あおい交通株式会社が税抜きで１億1,175万円で応札され、最も低い金額であったため、落札者として決定いたしました。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、オとして、仕様書における安全確保のための内容についてであります。

スクールバスの運行管理業務委託仕様書では、車両、運転士、運行管理体制及び緊急時対応の各側面から総合的な安全対策を講じる内容としております。

具体的には、児童全員がシートベルトを着用できる車両の使用やドライブレコーダーの設置、車両の日常点検及び定期点検を実施するとともに、乗降管理システムを活用した乗降確認や車内の目視確認による置き去り防止対策などを行うこととしております。

また、運転士につきましては、一定の運転経験を有する者を配置し、交通安全に関する研修等を継続的に実施するとともに、健康状態の確認やアルコールチェックを徹底することとしております。

さらに、運転士とは別に運行責任者を配置し、事故や災害発生時の連絡体制を確保するほか、予備車両や交代要員を確保することで、不測の事態にも適切に対応できる

体制を整えていただくこととしております。

続きまして、カとして、バス運行上の安全確保のための望ましい入札の在り方についての認識についてであります。

今回の契約につきましては、地方自治法等の関係法令に基づき指名競争入札により実施しておりますが、バス運行の安全確保策として実施いたします乗降管理システムの導入や添乗員の配置などは、今回の契約とは別に発注することとしております。

また、運行ルートやバス停の設置場所などは、学校や通学路パトロールボランティアの皆さんの意見を踏まえ、市で決定することとしております。

そのため、業務委託仕様書において、先ほどお答えしたとおり、運行車両や委託業務の基本方針、運行責任者の配置など、安全運行に必要な事項を詳細に規定することにより、指名競争入札とすることとしたものであります。

続きまして、キとして、選定基準に安全確保のための条件をつけた入札方法も考慮すべきと考えるが、その認識についてであります。

スクールバスの運行に当たりましては、何よりも児童の安全確保を最優先に考えることが重要であると認識しております。そのため、まずは、令和９年度からの運行状況をしっかり確認していくとともに、あわせて、将来にわたり安全かつ安定した運行を継続できる事業者を確保する方策につきましても、他市町の先行事例などを参考にしながら、引き続き、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○３番（猪飼健治）

質問項目１について、通してお答えいただきました。

まず初めに、（１）のア、入札方法についてとイのを指名審査会の開催状況についてであります。

入札方法は、７社による指名競争入札で、その入札に先立ち、指名審査会は５月７日に開かれたということでした。そして、審査会の委員として、各部署の職員が入っていたということで、委員は固定されていたと思います。部署の職員ということですから、当然、指名審査会の委員の中には、バス運行関連の専門家の方は入っていなかったというふうに思います。

そこで、関連して１点お聞きします。

審査の内容についてです。指名審査会においては、バス運行の安全性について審査されたか、お聞きいたします。

○総務部次長（古澤健一）

指名審査会における業者の選定基準につきましては、先ほどお答えしましたとおり

であり、安全性については議論しておりません。

なお、指名審査会の委員は、バスの安全確保に係る専門的な職員ではありません。

○３番（猪飼健治）

分かりました。安全性については、審査されていないということですね。

審査会での審査内容に、やはり国土交通省の貸切バス安全性評価認定制度による事業者評価なども当然、含まれていないということだと思います。

そのことについて、１点だけ言いたいと思います。

やはり、まず審査会の委員として、安全に関する点で審査できる専門性を持った委員を選ぶ必要があるのではないかと思います。この安全に関する専門性という点は、このバスの運行管理委託に限らず、例えば、食品関連の管理委託とか施設・建物等の管理委託等に関しても、やっぱり安全ということは大事ですから、共通して必要な点ではないかと私は思います。

また、それに合わせて、審査会の業務審査基準の中に安全管理に関する項目を入れるということも必要になってくるのではないかと思います。これを実施するためにはお金もかかりますから簡単ではないかもしれませんけれど、安全性の確保という極めて重要な点ですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、ウの指名業者選定の際の基準についてです。

審査会においては、指名業者に運行許認可の資格があるかどうかということが主な選定の基準であって、あとは、受注実績等について考慮して、指名業者を選定したということだと思います。業者の運行安全性評価などは考慮されないということだと思います。

しかし、指名業者選定の段階においても、何らかの基準で安全性について評価があってもよいのではないか、しかるべきではないかと私は考えます。

次に、エの入札の結果についてです。

落札した方、業者のことしか言われなかったですが、７社中、３社のみが応札して決定したと。一言、感想だけ言わせていただければですね。落札したのは１億1,175万円というお話でしたけど、他社は３億円以上の入札で、要するに、約３倍の金額、２億円以上、入札に差があったんですよね。もちろん、低いが額が落札額となるということですけれども。

私は感想だけ言います。不思議に感じました。これは、ただの感想です。

そこで、関連して再質問します。

指名競争入札においては、入札価格のみで委託業者が決定されたのか、それとも、ほかに決定の要素があったのか、お聞きいたします。

○総務部次長（古澤健一）

本件に限らず、指名競争入札は価格のみの競争であります。

○３番（猪飼健治）

価格のみで委託業者が決まったということですね。当然のことだとは思います。落札段階に至っては。問題は、その前の段階で安全性の要素が入らなかったのかということだと思います。

そこで、改めてお聞きいたします。

入札価格のみで委託業者を決定するという方法で、スクールバス運行の安全性が確保できると考えているか、認識についてお伺いいたします。

○教育部長（矢本博士）

繰り返しの答弁となりますが、本契約は、地方自治法に基づく指名競争入札により実施したものであり、乗降管理システムの導入や添乗員の配置は別途発注とするとともに、運行ルートやバス停の設置場所は、学校や地域の意見を踏まえて市が決定することとしております。

そのため、本業務では、車両設備や乗降管理システムを活用した乗降確認、置き去り防止、運転手の健康管理、事故・災害時の対応体制など、安全運航に必要な事項を仕様書に詳細に定めた上で指名競争入札を実施したものであります。

なお、入札の結果は、篠岡地区に営業所を有し、バス運行に豊富な実績を有する事業者が決定されており、学校行事等における臨機応変な対応や安定した運行に期待ができる事業者であると考えております。

○３番（猪飼健治）

繰り返しのことですけど、やはり、指名業者選定の際、国土交通省の自動車総合安全情報とか貸切バスの安全性評価認定制度など、安全性を評価する項目がないというのは、バスの運行の安全性が担保できるか疑問があります。

やはり、何らかの形で事業者の運行安全性を評価することがあってしかるべきではないでしょうか。ぜひとも御検討をお願いいたします。

次に、オの仕様書における安全確保のための内容についてです。

いろいろお話がありました。ドライブレコーダーの設置とか、タブレットとは言いませんでしたけど、乗降管理システム、それから、最終降車場所における置き去り確認とか、専任運転手の雇用、定期健診の実施、アルコール検査の実施、交通安全研修など、項目は多岐にわたっていました。

以上については、私は、当然の項目だと思いますけれども。また、バスの中での置き去り防止対策について書かれているのも重要なことだというふうに思います。

そこで、オに関して、まず、確認のための再質問をいたします。

この仕様書ですけれど、まず、いつの段階でつくられたのか、お聞きいたします。指名審査会の前かどうか、お聞きいたします。

○教育部長（矢本博士）

仕様書につきましては、運行ルートや利用予定人数がおおむね確定した段階で、安全対策等の検討を進める中で、入札参加の指名業者の決定に先立ち作成したものであります。

以上であります。

○３番（猪飼健治）

審査会の前に出ているということだと思います。

では、続けて、再質問いたします。

仕様書の項目の中に、交通事故歴の有無や貸切バス安全性評価などの安全を保証する項目が入っているか、お聞きいたします。

○教育部長（矢本博士）

交通事故歴の有無や貸切バス事業者安全性評価認定制度は、事業者の安全に対する取組を評価する上での一つの指標であると認識しております。

一方で、本業務におきましては、仕様書において必要な安全対策や運行管理体制を具体的に定めるとともに、運行事業者に対して、その確実な履行を求めることにより、安全性の確保を図ることとしております。

以上であります。

○３番（猪飼健治）

端的に言いますと、交通事故歴の有無とか貸切バスの安全性評価の項目は仕様書には入っていないということですね。

やはり、バスの運行安全性を高めるという視点で、このような項目を入れることを、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、カ、バス運行の安全確保のための望ましい入札の在り方についてであります。

お答えはありましたけれど、私は、指名競争入札という方式にこだわる必要はないのではないかと思っています。今後、実際にスクールバスを運行するということになると、初めてのことですし、様々な問題が出てくると、当然、思います。

例えば、車内での子どもの見守り、どういうことが起きるか分からないですから、子どもを見守るためには、添乗員さんへの車内での役割の確認を徹底するとか、車内での安全確保の方法や、緊急時どういうふうに対応したらいいのか、それをマニュアルも含めて徹底させるとか、さらに、この管理アプリがあるわけですけど、その使用

法についても徹底していくということが必要ではないかと思います。

バスの安全走行を徹底するために、バスの整備やチェック体制を構築すること、それから、置き去り事故防止のために降車時、降りるときに確認を徹底する、チェックをする、チェック体制を構築することも必要だと思います。

それらを構築していくためにも、新たな安全基準の条件をつけた入札の形も必要になると思います。

そこで、最後にキについてであります。

安全基準の条件をつけた入札の在り方について、他市町等の事例も参考にしながら調査・研究するということでしたけど、先ほどもちょっと言いましたが、そもそも指名競争入札にこだわる必要もないのではないかと思います。

例えば、入札価格だけではなくて、交通事故歴がないことなど、安全性確保のための条件の提案も含めたプロポーザル方式、企画競争入札方式とか、総合評価落札方式などのやり方、これは一例でありますけれども、も含めて、そういうこともあるんじゃないか、考えられるんじゃないか。安全性を確保するための様々なやり方が考えられるのではないかと思いますので、ぜひ、この入札のやり方についても検討していただきたいと思います。

以上で、質問項目１を終わります。

続けて、質問項目２、小牧市東部開発についてに移ります。

昨年12月議会で、大上議員から小牧オアシスの事業計画について、当初の2020年開業予定から、2023年、2024年秋、2025年、さらに、2027年へと計４回ものを度重なる延期がされているということについて質問がありました。あわせて、企業の資力や事業性についての検証が必要なんではないかと、そういう御指摘があったところであります。

今回の議会でも大上議員の質問がありますけれども、もし重なる部分があったとしたら、そこは御容赦をお願いいたします。

そして、それと併せて、今年６月29日付の日本経済新聞、共同通信によりますと、「小牧市の中央自動車道沿いに建設中の「小牧オアシス」の開発会社「オアシス小牧」が、名古屋国税局の税務調査を受け、2024年度までの６年間で約１億3,000万円の消費税の不正還付を指摘された。重加算税を含む計約２億4,000万円の追徴課税を受けたということが関係者の取材で分かった。」また、「同社は、消費税の還付を受ける仕組みを悪用。消費税との差額分を還付申請し、消費税の還付金を不正に受け取ったほか、土地売却で得た利益を申告せず、法人税など約5,000万円を逃れた所得隠しも指摘された。」このように、日経新聞の報道がありました。

そこで、市民の皆さんからは、この小牧オアシス事業に、もちろん期待を寄せている方は多くいらっしゃる反面、事業そのものの先行きを、継続を心配されているだけでなくて、この事業者についても、先行き本当に大丈夫なんだろうかと、そういう心配と不安の声が多く聞かれるところであります。

以上の状況があると思いますので、以上の状況を踏まえての質問になります。

まず、取り上げるのは、オアシス小牧の関連会社と本市の市有地の売却に係る問題についてであります。

（１）として、株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発への市有地の売却についてお聞きいたします。

この会社ですけれども、2022年に設立された法人で、小牧オアシスの事業を推進する小牧ハイウェイ企画の関連として、駐車場の開発やインフラ整備などの特定部門を担うために派生した関連会社です。

そして、その小牧オアシスの事業主体が株式会社オアシス小牧であります。両社は、小牧市中央１丁目の同一住所に登記・設置されているわけであります。

小牧市は、2024年４月26日、２年前ですね、株式会社駐車場開発に市有地を売却いたしました。この土地そのものは、小牧オアシスの事業区域内ではありませんが、中央自動車道を挟んで南側、真っすぐお隣の土地であります。

そこで、お聞きいたします。

アとして、市有地売却の状況についてお伺いします。

また、イとして、売却時の条件は何か、お伺いいたします。

次に、（２）株式会社オアシス小牧への市有地の売却についてであります。

本市は、2022年１月20日に、小牧オアシスの事業用地として、事業主体である株式会社オアシス小牧との間で市有地の売払いに関する随意契約を締結いたしました。

そこで、アとして、市有地売却の状況をお伺いいたします。

また、イとして、売却時の条件は何か、お伺いいたします。

次に、（３）小牧オアシスの開発許可についてです。

御存じのように、本市は2021年10月22日に事業者であるオアシス小牧に対して、都市計画法に基づく開発許可を出しました。小牧東インターチェンジから小牧ジャンクションの間の約26ヘクタールに及ぶ大規模な、本当に大規模な開発であり、民間が高速道路への進入路を自ら整備・所有・運営するという全国初のスキームとして注目されたわけであります。

そして、ここの予定地の一部に産業廃棄物の最終処分場跡地が含まれており、安全対策や他法令との調整等に時間を要したわけでありました。

そこで、お聞きいたします。

まず、アとして、開発許可時の予定建築物の使用目的、用途は何か、お伺いいたします。

次にイとして、開発許可の条件は何か、お伺いをいたします。

次に、ウについてです。

2022年の12月議会で、野々川嘉則議員より「開発許可を認可するに当たり、産業廃棄物関連法案との兼ね合いはどうなっているのか」という質問がございました。

それに対して、当時の建設部長が、次のように答えています。「現在も最終処分場や最終処分場跡地については、開発事業者である株式会社オアシス小牧が愛知県環境部局と継続的に協議をしており、その部分の造成は行われておりませんが、協議が調い次第、必要な手続をして、順次、造成工事に着手する予定である。」と答弁をしております。

そこで、ウとして、他法令等に係る許可届出等において、協議中・申請中だった事項は何か、お聞きをいたします。

最後に、エです。エとして、小牧オアシスへの市としての今後の対応についてお伺いをいたします。

最後のエの項目に関しては、ぜひ、市長御自身のお答えを聞かせていただきたいと思います。

以上、質問項目２についての１回目の質問です。御回答よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目２について答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目２、小牧市東部開発について、（１）株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発への市有地売却について、アの市有地売却の状況につきましては、売却の対象となる土地は、小牧市大字大草字年上坂6298番、面積は3,861平方メートルであり、一般競争入札により、株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発を売買の相手方として決定しております。

契約日は、令和６年５月９日で、売買代金は1,282万円であります。

次に、イの売却時の条件でありますが、主なものを申し上げます。

用途の制限として、風俗営業、廃棄物処理施設等に供すること、または、供されることを知りながら第三者に所有権を移転もしくは貸してはならないこととしており、用途制限の継承義務等として、第三者に所有権を移転などするときは、さきに述べました用途の制限を継承することとしております。

そのほかには、相手方が暴力団、暴力団員と関係がある場合に、契約を解除することができることとしております。

次に、（２）株式会社オアシス小牧への市有地売却について、アの市有地売却の状況につきましては、売却の対象となる土地は、小牧市大字大草字年上坂5831番１ほか20筆で、合計面積が5,620.37平方メートルであり、随意契約により、株式会社オアシス小牧と売買契約を結んでおります。契約日は、令和４年１月20日で、売買代金は1,892万8,881円であります。

随意契約とした理由は、ハイウェイオアシス事業が公益性を有し、この事業による雇用の創出、地域の特産物の販売などにより、東部地域の活性化につながることが期待できること、篠岡地区の区長会からも、この事業による地域の活性化、経済効果の波及などを期待し、開設の要望があること、また、この事業の計画地は、市の事業計画においても、産業候補地区として位置づけている区域内にあり、市が想定する土地利用に合致したものであることなどの理由から随意契約としたものであります。

次に、イの売却時の条件ですが、主なものを申し上げます。

売買の対象となる土地を、高速道路利便施設等の用に供する事業として利用すること、契約日から10年間、市の承諾を得ないで所有権の移転を禁止し、やむを得ず所有権を移転などする場合は、契約日から10年間、高速道路利便施設等の用に供することなどを定めた特約条項を、新たに権利を取得する者に引き継ぐこと、また、市の承諾を得ないで、地上権をはじめ、使用及び収益を目的とする権利設定を禁止しております。

このほかには、相手方が契約に定める義務を履行しないときなどの場合に、契約を解除することができることとしております。また、契約日から10年を経過する日までにおいて、契約の解除事項に該当し解除した場合は、市は土地の買戻しをすることができることとしております。

私からは以上です。

○建設部次長（矢澤浩司）

続きまして、（３）小牧オアシスの開発許可について、ア、開発許可時の予定建築物の用途は何かとのお尋ねであります。

小牧オアシスは、本市東部の大山・大草地内の市民四季の森の東で進められている民間開発事業で、中央自動車道との連結も含めた市街化調整区域内の大規模開発であります。

都市計画法第29条による開発行為の許可申請書は、開発事業者である株式会社オアシス小牧より提出され、令和３年10月19日付で許可をしております。

御質問の開発許可時の予定建築物の用途でありますが、都市計画法第４条第11項に規定する第二種特定工作物として、「遊園地や運動レジャー施設」及び都市計画法第34条第９号に規定する高速道路の沿道サービス施設として、「休憩所や給油所など」の複合的な施設となっております。

続きまして、イ、開発許可の条件は何かとのお尋ねであります。

都市計画法第79条により、開発許可をする際、工事施工中の防災措置、開発行為の適正な施工を確保するため、必要な条件を付すことができる規定となっております。一般的には、宅地造成に伴う災害は工事施工中に多いことに鑑み、本市に提出される開発行為許可申請につきましては、全て「工事中の災害防止に万全を期すること。」と条件を付して許可しており、小牧オアシスの開発許可につきましても、同様の条件を付しております。

以上です。

〇建設部長（堀場　武）

続きまして、ウ、他法令等に係る許可届出等において協議中・申請中だった事項についてのお尋ねであります。

小牧オアシスの開発許可に関係する他法令等については、「農地法」、「砂防法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「特定都市河川浸水被害対策法」、「森林法」及び「高速自動車国道法」などの法律のほかにも、「県民の生活環境の保全に関する条例」や、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」がございます。

御質問の開発許可時点において、協議中・申請中であった他法令等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全に関する条例」の手続が協議中でございました。

また、高速道路の連結手続については、開発行為許可申請書の受付時点で、株式会社オアシス小牧に連結予定者の決定がされておりましたが、連結許可に向けた手続については協議中でありました。

次に、エ、小牧オアシスへの市としての今後の対応についてのお尋ねであります。

市としましては、小牧オアシスは、東部地区の活性化などに期待ができる事業であると認識しておりますが、あくまでも民間開発の事業であるため、これまでどおり、法令等に基づき開発行為の指導・助言などを行ってまいります。

事業者である株式会社オアシス小牧に対しましては、今後も密接に連絡調整を図りながら、開発行為の完了に至るまで、その進捗状況を注視してまいります。

以上であります。

○３番（猪飼健治）

質問項目２について、通してお答えをいただきました。

まず、（１）のア、駐車場開発への市有地売却の状況についてです。

一般競争入札であったということですけれど、再質問をいたします。

どうして一般競争入札としたのか、その理由についてお伺いいたします。

○総務部次長（古澤健一）

普通財産である土地の処分は、小牧市普通財産土地の売払に関する要綱におきまして、原則として一般競争入札によることとされております。

この要綱において随意契約によることができる場合としては、公用・公共用、または公益事業の用に供するため必要とする事業者等に売り払う場合、公共事業の用地を提供した者に、その用地の代替地として売り払う場合、形状が不整形、または、おおむね100平方メートル未満のため、単独で利用することが困難な土地を当該土地に隣接する土地所有者に売り払う場合などと定めており、これらに該当しないと判断したことから、原則である一般競争入札としたものであります。

○３番（猪飼健治）

分かりやすく言うと、公益性がないから、特別な理由がないから、一般競争入札にしたということですね。

売却時に限って言えば、当然、地区計画もなくて、・・・扱いだと思いますので、当然のことだと思います。後から地区計画とか整備計画ができるわけですよね。

そこで、もう１点、続けて再質問いたします。

売却の目的は何であったのか、お聞きいたします。

○総務部次長（古澤健一）

株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発から本件土地を含めた周辺に物流倉庫の開発を計画しており、本件土地の周辺の土地は株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発を含む企業が購入済みであることから、本件土地の購入の申出がありました。

本件土地については、市として活用の見込みがないこと、地区計画の設定に向けた手続が進められていたこともあり、売却することとしたものであります。

○３番（猪飼健治）

物流倉庫の建設計画があったということで、そのことについては、市としてももちろん了解していたというわけだと思います。

地区計画手続も進んでいたというお話もあったと思います。その時点では何もなかったので一般競争入札だったわけですけれど、物流倉庫の建設計画はあったと。地区計画はその後につくられるということになると、それが実際のところだと思います。

では、続けて、（１）のイ、売却の条件についてお伺いします。

手続上は、今のお答えだと、風俗営業や産業廃棄物の処理施設は駄目だけど、それ以外は、所有権の移転に制限はないのだ、そういうことだというふうに理解しました。

そこで、売却の条件について関連質問をします。

2024年７月31日、２年前ですね、この駐車場開発に売った売却から約３か月後に、この売却地は株式会社ハイウェイ企画駐車場開発から物流会社である「株式会社シーアールイー」に、仮登記ではありますけれど、所有権が移されようとしておりました。

そこで、この仮登記、所有権移転に手続的な問題はないと考えるか、認識をお伺いいたします。

〇総務部長（長尾正人）

本市と株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発との契約において、用途制限の継承義務等を定めているものの、第三者への所有権の移転は禁止していないため、問題ないと考えております。

以上です。

〇３番（猪飼健治）

お答えがあったとおり、風俗営業とか産業廃棄物処理施設は駄目だけど、それまで以外は売ってもいいということになっているんですよね。手続的に言えば、私も問題はないんだというふうに理解しますけれども、しかし、これ、言ってみれば転売ですよね。

しかし、東部開発に関しては、今やはり世間的には、さっき新聞の例も出しましたけれど、見る目が厳しくなっていると思います。市民感情からすると、仮に、仮にですよ、特定の事業者だけが利益を受けるようなことがあるとすれば、それは駄目だろうと、決して許されることではないというのは市民感情としては当然のことだと思います。

ですから、そのような誤解を受けることが決してないように、注意の上にも注意を重ねることが必要だと私は思っております。

そして、あと、これから先は個人的な意見なんですけど、無理だと言われる方もいるんですけど、地区計画で用途変更してから市有地を売却するという、そういう方法は取れなかったのかなと。それは私が個人的に感じるところであります。

次に、（２）のア、オアシス小牧への市有地売却の状況についてに移ります。

状況については分かりました。

お答えの中で、このオアシス小牧へは、随意契約で売ったということであります。

関連して質問いたします。

随意契約となった理由は何か、お聞きいたします。

○総務部次長（古澤健一）

随意契約の理由でよろしいでしょうか。

随意契約の理由とおっしゃったんですけど、先ほど、（２）のアで答弁させていただいたんですけど。

株式会社オアシス小牧への土地の売却が随意契約になった理由というのは、先ほど、（２）のアで御答弁したんですけど、もう一度答弁すればよろしいでしょうか。

では、お答えいたします。

随意契約とした理由は、ハイウェイオアシス事業が公益性を有し、この事業による雇用の創出、地域の特産物の販売などにより東部地域の活性化につながることが期待できること、篠岡地区の区長会からも、この事業による地域の活性化、経済効果の波及などを期待し、開設の要望があること、また、この事業の計画地は、市の事業計画においても産業候補地として位置づけている区域内にあり、市が想定する土地利用に合致したものであることなどの理由から、随意契約としたものであります。

○３番（猪飼健治）

すみません。同じことを２回答えさせてしまってすみませんでした。

地元からの要請もあって、公共性があったということだと思います。逆に言えば、このオアシス小牧への市有地の売却は、雇用創出とか地域の特産品販売など、東部地域の活性化というのが契約の要件というんでしょうか、であって、目的外の利用はもちろんできないということだと思います。

だから、それだけの公益性のあるということで、市の土地を売っているというわけだと思います。ここはすごく大事なことだと思います。

次に、イの売却時の条件についてであります。

10年間は特約条項、先ほどありましたね、特約条項を引き継がずに売却はできないとか、契約解除する場合は、市は市有地の買戻しをすることができるという特約条項があるというお答えでありました。

そこで、関連して質問いたします。

売買契約に盛り込まれている指定期日を過ぎても、なお開業のめどが立たない場合、買戻特約の行使については考慮するのかどうか、お考えをお聞きいたします。

○総務部長（長尾正人）

本市といたしましては、本事業が進むことを期待しており、現時点で買戻しを行うか否かを述べることは差し控えさせていただきますが、その判断を必要とするときには、最善の方法を選択していくことになると考えております。

以上です。

○３番（猪飼健治）

私も事業がちゃんと継続できることを望んでおるわけであります。現時点では不明だということであります。

このオアシス事業、もちろん民間事業ではありますけど、今言ったように市の土地も売却しているわけであります。皆さんも、この事業が予定どおり開業できることを望んでいると思いますけれど、やはり、先ほどの日経の記事とか、共同通信の記事でも、契約とトラブルなどのために延期されて、完成時期は見通せないと書かれている状況なわけです。ですから、今後とも、先行きに留意して、市民の利益に沿う迅速な対応を求めたいと思います。

次に、（３）オアシスの開発許可についてであります。

アの主要用途、目的用途と、イの開発許可の条件についてまとめて言います。

用途は、遊園地・運動レジャー施設と高速の沿道サービス施設という、お答えどおり、限定された用途での開発許可ということであります。それ以外の用途には使えないよということですよね。

そして、許可条件についても、これは災害防止など一般的なものだったということは、特別な条件はないということだと理解いたしました。

このアとイ関しては、再質問はありません。

次に、ウの許可届出において、協議中・申請中だった事項についてであります。

３つ言われたと思いますけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など幾つかの法律において協議中だったということであります。

それに関連して再質問いたします。

この協議中の段階で、この開発許可を出したということについては、手続的にはどうだったのか、どのように考えるか、認識についてお伺いいたします。

○建設部長（堀場　武）

開発許可をするに当たり、農地法、砂防法、特定都市河川浸水被害対策法や森林法の関係法令の許可申請については、関係部署と許可日を調整した上で許可いたしております。

協議中となっていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全に関する条例に関するものは、届出や報告であり、手続を所管する愛知県環境部局とは十分調整しながら、開発許可をすることについて、支障がないことを確認した上で許可しております。

また、その後、愛知県環境部局と協議がされ、届出や報告等が受理されたことを確

認しており、高速自動車国道法の連結許可についても許可の確認をしておりますので、問題はないものと考えております。

○３番（猪飼健治）

手続を所管する愛知県環境部局と情報共有を図って、開発許可に支障がないことを確認して許可しているということだったので、許可に法令上、手続上の問題はないということで、それについては私も安心いたしました。

この点について、私として感じていることを少しだけ言いたいと思います。

21年当時の山下市長は、小牧商工会議所が中心になって進めている小牧ハイウェイオアシスの開業と連携して、市民四季の森の充実を図ります。これは２年後、23年だと思いますけれど、市長選の公約で書いていらっしゃいます。よく言えば、積極的、別の言い方をすれば、前のめりというんでしょうか、この事業に対応していたというふうに私は思っています。

そして、今の時点で市民の皆さんからは、開発は許可されたけれども、今年度中に造成工事が終わるか分からない。終わるかどうかというところで、施設の建設も含めて全く先行きが見えない。そして、事業者からの詳しい説明もない。一体どうなっているんだという正直な声が聞こえます。

実際、この事業者からの説明というのは、私の認識では、一昨年2024年６月の桃花台を考える講演会のオアシス小牧の概要報告というところで、スマートインターチェンジと沿道サービス施設を先行して開業する予定だと住民向けに説明があって以来は、２年間、直接住民への説明はないと私は認識しております。

ですから、市としてできるところで、この正直な声に応える必要があるのではないかと思います。例えば、事業者に対して何らかの形で市民への説明を要請するようなことは、市としてもできるのではないかと私は思います。

そこで、エの、市としての今後の対応についてであります。

法令に基づいた指導と助言というお話でありましたけれど、残念ながら、天野市長からの直接の御答弁はありませんでした。ですけど、小牧オアシス事業というのは、本当に工事の進捗状況、今後の見通し、不透明に見えます。民間の事業ではありますけど、先ほどから言っているように、市有地を売っていますし、開発許可を出した責任は当然あるわけです。

ですから、市として今後の対応について、どのように考えるのか、市長のお考えをぜひお伺いしたいと思います。

繰り返しになっても構いませんので、ぜひとも、市長御自身の口からお答えを聞かせてください。よろしくお願いいたします。

○建設部長（堀場　武）

繰り返しなりますが、事業者である株式会社オアシス小牧に対しまして、今後、密接に連絡調整を図りながら、開発行為の完了に至るまで、その進捗状況を注視してまいります。

○３番（猪飼健治）

市長からは、残念ながらお答えがないのですが、これ以上は時間がもったいないのでやめますけれども、やはり確かに民間事業なんですけど、民間事業とはいえ、先ほどあったように、雇用の創出や地域の特産品の販売など東部地域の活性化という重要な意味のある事業なわけですよね。そして、区長会からもそういう推薦、推すということがあったと。

ぜひ、市民の利益を守る立場で、市民への説明を求めるなど、ぜひとも、できることを、後手にならないような迅速な対応をしていただきたいと思います。

以上のことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、安江美代子議員。

○１１番（安江美代子）

11番、安江美代子、議長のお許しをいただきましたので、私からは、１項目質問をさせていただきます。

質問項目１、北里地区の学校再編計画について。

去る７月25日、第１回北里地区の学校を考える会が開催され、学校再編の方向性として、小中一貫校の設立を前提として協議・検討を進めることが提案されました。

当日参加をされた多くの方が、小中一貫校って何との思いを持たれたのではないでしょうか。学校施設の老朽化が課題なら、それぞれの学校を建て替えればいいことだと思います。児童数の減少が課題なら、この機会に少人数教育ができるよい機会ではないでしょうか。私は、学校施設の老朽化と学校再編を一体的にやることが問題ではないかと思います。

小中一貫校にして、何がどう変わるのか、子どもたちにとって負担にならないのか、今後、地域のコミュニティはどうなっていくのか、分からないことがあまりにも多過ぎると思います。

これから説明やアンケート、意見交換会をやっていくということなんですが、何だか分からないまま、令和９年度中という短い期間で小中一貫校の方針を決めてしまうことは大変問題があると思っています。

一番影響を受けるのが小木小学校、小木小学校がなくなってしまうということです。北里に通うことになれば、通学距離や時間も長くなり、環境も大きく変わり、子どもたちの負担は非常に大きなものになるのではないかと心配しています。

また、本市では初めての小中一貫校ということであり、地域住民、保護者、児童生徒などへの丁寧な説明と合意が欠かせません。

昨日の永井議員の質疑、そして、答弁を聞いていますと、北里地区の３つの学校を一つにして、小中一貫校という道が最良の選択だという印象を持ちました。しかし、私は３つの学校を一つにして小中一貫校にするということは、地域にとっても子どもたちにとっても非常に大きなことだと認識しています。令和９年度中に方針を決める目標だということですが、小中一貫校の開校ありきではなく、時間をかけて慎重な議論が必要だと考えています。

そこで質問に入ります。

（１）第１回北里地区の学校を考える会について。

ア、学校再編の方向性として、小中一貫校の設立を前提とした理由についてお尋ねいたします。

イ、考える会の委員や住民から出された意見、要望についてお尋ねいたします。

（２）小規模校について。

ア、小規模校には、学習・生活ともに一人一人に目が行き届きやすい、児童生徒の活躍の機会が豊富にあるといったよさがあると思いますが、改めて、小規模校のメリットをお尋ねいたします。

イ、小木小学校は、令和15年度にはほとんどの学年で１学級になるという想定になっていますが、小規模校のメリットはあると思います。小木小学校を残すという選択肢もあると思いますが、見解をお尋ねいたします。

（３）スクールバスについて。

篠岡地区の学校再編ではスクールバスを出すことになりましたが、北里地区についてはどのように考えるのか、お尋ねいたします。

（４）今後のスケジュールについて。

小中一貫校の開校ありきで考えるのではなく、子どもたちの負担が大きくならないように、小木小学校を残す選択肢も含めて慎重な議論が必要だと考えます。構想から開校までに６年間かかるから、令和９年度中に方針を決めて、基本構想・基本計画までつくるということは拙速だと考えます。丁寧な住民説明と合意に時間をかけるべきだと思います。見解をお尋ねいたします。

１回目の質問とします。答弁よろしくお願いいたします。

〇議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

〇教育長（中川宣芳）

質問項目１の北里地区の学校再編についての（１）第１回北里地区の学校を考える会について、ア、学校再編の方向性として小中一貫校の設立を前提とした理由についてのお尋ねでございます。

本市におきましては、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化の課題を背景に、その課題解消のため、子どもたちにとってより望ましい教育環境と学校施設の適正規模、適正配置の基本的な考え方を整理いたしました「小牧市新たな学校づくり推進計画」を令和６年９月に策定したわけでございます。

その計画におきまして、義務教育９年間の学びと育ちをさらにつなげていくため、学校の再編に伴い、建て替えを行う際には、可能な限り、小中一貫校の設立を検討していくとしたものであります。

私からは以上です。

〇教育部次長（長谷川隆司）

続きまして、イ、考える会の委員や住民から出された意見、要望についてであります。

第１回の北里地区の学校を考える会では、北里地区の学校の現状と課題や学校再編の方向性の案などについてお示しし、委員や傍聴の方から様々な御意見や御質問をいただきました。

通学に関する御意見が最も多く、通学路の見直しや整備を求める御意見や、学校再編を機会にスクールバスの導入を求める御意見などがありました。

また、小中一貫校に関する御意見も多く、小中一貫校、小中一貫教育に賛成する意見がある一方、小中一貫校への理解を深める必要性やデメリットも考慮して考えるべきとの御意見がありました。

以上であります。

〇教育長（中川宣芳）

続きまして、（２）小規模校について、ア、メリットについてのお尋ねであります。

小規模校には、メリット・デメリット両方があるわけでございますが、メリットといたしまして、教職員と児童、また、児童同士の関係が深まりやすい、学年を越えた交流が生まれやすく、子どもたちが互いをよく理解し合いながら学校生活を送ることができるなどの特徴があると認識しております。

続いて、イ、小木小学校を小規模校として残す選択肢についてでございます。

北里地区におきましても、児童生徒数の減少傾向は続いていくと見込んでおりまして、将来にわたって子どもたちの教育環境を維持していくため、学校再編の取組は必要であると考えております。

また、北里地区内の３つの学校は、いずれも老朽化が進んでいることから、校舎の建て替えに関する議論については、すぐにでも必要な段階に来ており、学校施設の建て替えと学校再編の計画を一体的に議論していく必要があると考えております。

そうした中、これまでも御説明してきたとおり、子どもたちが多様な考え方に触れて、社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模が必要であり、現在、学校再編の取組を進めておるところであります。

また、令和６年９月に策定いたしました小牧市新たな学校づくり推進計画におきましても、北里地区については、地域の実情を踏まえて、小学校を１校とする学校再編イメージを広く市民の皆様にお示しさせていただいておりまして、引き続き、イメージを基に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〇教育部長（矢本博士）

続きまして、（３）スクールバスについて、篠岡地区の学校再編ではスクールバスを出すことになったが、北里地区についてはどのように考えているのかとのお尋ねであります。

昨日の永井孝典議員の一般質問にお答えしましたとおり、スクールバスの導入につきましては、現時点で具体的な計画はありませんが、今後、再編計画の具体化に合わせて運行を検討する場合は、対象となる児童数や通学距離、運行経費や運行の継続性などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

〇教育長（中川宣芳）

続きまして、（４）今後のスケジュールについて、令和９年度末を目標にこの方針を決めることについてのお尋ねでございます。

さきの永井孝典議員の一般質問にお答えしたとおり、北里地区の学校再編につきましては、地域や保護者、学校関係者で構成する北里地区の学校を考える会におきまして、学校再編の在り方や小中一貫校の導入の効果などについて協議・検討を進めるとともに、アンケートや意見交換会等を通じて、幅広く意見を伺いながら検討を進めてまいります。

なお、学校施設の整備には長期間を要することから、将来を見据えた計画的な検討を早期に進める必要があると考えております。そのため、令和９年度中を目標に、

「北里地区学校再編計画」及び「基本構想・基本計画」を策定していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○１１番（安江美代子）

それでは、再質問させていただきます。

まず、お尋ねしますけれども、北里小学校・中学校、小木小学校を一つの学校にするということです。３つの小学校・中学校を建てるより、一つの学校を建てたほうが、確かに建設費は少なくて済むと思っていますが、学校を統廃合すると、国の補助金がたくさん来るということはあるのか、まず、お尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

学校施設の整備に係る国の負担金や補助金につきましては、学校の統廃合を伴う場合は、一般的な改築や改修よりも有利になることがあります。

今後、学校施設の整備を進めるに当たりましては、教育環境の向上や施設の安全性、機能性の確保を基本とするとともに、その内容に応じて活用可能な国の補助制度を最大限に活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○１１番（安江美代子）

有利になることがあるという答弁でした。

財政の厳しい折り、こういった節約も必要なのかもしれませんけれども、私はやっぱり子どもたちの気持ちやその統合による子どもたちの負担、こういったことが置き去りにされてはいけないなというふうに思っています。

次に、質問ですけれども、小中一貫校のことをお尋ねいたします。

先ほども、第１回の考える会の中で、住民から出された意見や要望の中でありましたけれども、小中一貫校という言葉、どんな学校なんだろうか、初めて聞くという方も大変多いと思っています。

メリットばかりが強調されることのないように、デメリットも示していく必要があるというふうな意見もありました。

メリット・デメリット、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○教育長（中川宣芳）

小中一貫教育は、小学校と中学校が、共通の教育目標の下、義務教育９年間を見通した系統的な教育活動を行うものでありまして、全国的にも多くの自治体で学校再編を契機として導入が進められているところであります。

そのメリットとしましては、９年間の連続した学びの実現や、いわゆる中１ギャッ

プの緩和、一人一人に応じた継続的な支援などが期待されるところであります。

一方で、デメリットとして、小学校と中学校の節目がなくなり、進学する新鮮さが減少することや、小学校高学年のリーダーシップや自主性の育成に影響を与える可能性があることなどが課題として指摘されているところであります。

教育委員会といたしましては、義務教育９年間を、前期、中期、後期に区分し、発達段階に応じた節目を設けることで、子どもたちが新たな目標を持ちながら成長できるよう工夫したり、特別活動や探求的活動等を充実させることにより、自主性やリーダーシップを育むなど、小中一貫教育において指摘される課題にも十分配慮しながら、小中一貫教育の導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。

北里地区の学校再編におきましては、さきの永井孝典議員の一般質問でもお答えしたとおり、学校施設の老朽化が進み、今後、同時期に建て替えを検討する必要があることから、施設整備と教育内容の両面を一体的に見直すことができる好機であると捉えております。

こうしたことから、小中一貫校を前提とした学校再編や学校施設の整備に関する協議と並行して、本市にとって最適な小中一貫教育の在り方についても検討を進め、その成果を新たな学校づくりに反映してまいりたいと考えております。

以上であります。

○１１番（安江美代子）

お答えいただきました。

メリットとしては、いわゆる、その中１ギャップの緩和という答弁がありましたけれども、これまでの議会質問の中でも明らかになったように、小中一貫校にしたから学力が向上したとか、いじめ・不登校がなくなったという、いわゆる中１ギャップの事実はないということが言われています。これは、2014年に国立教育政策研究所が根拠はないと指摘されております。

現在は、このメリットとして、中１ギャップという言葉は、実際あまり使われなくなっているというのが実態だと思います。

そして、デメリットについても、たくさん答弁をしていただきましたけれども、メリット・デメリットを答えていただきましたけれども、いずれにしても、その３校を１校にして、小中一貫校でしか、今述べられたその教育内容ができないことではないというふうに私は思っています。

今は、それぞれの学校でそれぞれ必要なときに連携して、教育をやっていくということも、全国的には実際にあることです。私は、小中一貫教育がどんなことなのかということが、皆さんもなかなかイメージできないというふうに思っているんですけれ

ども、それは、一つには、やっぱり身近にこういう例がないということがあると思います。非常に判断しにくい。

だからこそ、私は、この考える会の中でも、今後ですけれども、この小中一貫校についてのメリット・デメリットをしっかり明らかにして、慎重な議論をしていくことが必要だということを申し上げておきたいと思います。

次に、質問ですけれども、小規模校についてです。

小規模校のよさについての認識は分かりました。しかし、子どもたちが多様な考え方に触れ、社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模が必要であり、というふうに教育長は答弁をされたんですけれども。

現在、小木小学校は12学級で296人です。令和15年には７学級で285人になるという予測が示されております。児童は11人しか減らないんです。私も３人の子どもを小木小学校でお世話になりました。１クラス25人ぐらいでゆったり育てていただきました。教育上の課題は感じませんでした。

これまでの話で、小木小学校を残すという選択肢はないような言い方でしたけれども、私は、残すかどうかは今後の住民の方や子どもたちの意見の反映で決まっていくのではないかと思っています。

このように、小木小学校について言えば、現在も１学年２学級あるわけですし、令和15年には、７学級になってしまいますけれども、１クラスになることが教育上の問題や課題があるとはとても思えません。

そこで質問ですけれども、教育長が言われる、一定の学校規模が必要だと言われますけれども、具体的にどういうことなのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

学校再編に当たりまして、これまでも、小牧市の基本的な教育に関しての方針をお示しさせていただいているように、現在、この社会の中で多様化する状況が続いております。そういった中で、未来を見据えた生き抜く力をつけていくためには、子どもたちには様々な価値観を持った意見等を融合させながら、それを自らの生きる力に変えていく学びの場が必要になってくるということを感じております。

小牧におきましては、この20年以上にわたりまして、学び合う学びということを続けておりまして、その中で、グループ活動だとか様々なことをして、子どもたちが関わり合うことを磨いてきたわけであります。

さらに、ここ昨年度あたりから、探究的な学びについても強化するように努めて、その中で、自らが課題を見つけて、自ら解決していくときに、仲間とともに協働して活動していくことの必要性について求めてきたわけでございます。

そういう考えの下でやってきておりますので、今後、子どもたちのことを考えたときに、私どもは一貫して、多くの子どもたちが関わり合えるような学校再編の学校の規模というのが必要であるということを述べさせていただいているということであります。

○１１番（安江美代子）

常々、教育長がおっしゃっていることなので分かります。

しかし、文部科学省も、今、全国的に学校再編というのは行われているんですけれども、逆に小規模校を残すという選択もあるよという、こういう見解もあるわけですね、一方には。

私は、地域の実情を本当に踏まえるならば、小木小学校を残すという選択肢もあるのではないかというふうに考えております。これは、今後のことになると思いますけれども、そのように考えております。

次に、スクールバスについてお尋ねしたいと思います。

現在、スクールバスについては、今のところ考えていないという答弁でしたけれども、しかし、この再編によって通学距離が長くなる児童については必要ではないでしょうか。

新たな学校づくりの推進計画では、通学距離は、小学校でおおむね４キロメートル以内、１時間以内となっておりますけれども、とても実態と合っていないのではないかと思っています。

そして、例えば、篠岡地区では、２キロメートル以上はスクールバスを出すことになったと思います。直線距離ではなく、これは、実際の通学路、実際の子どもたちが歩く通学路で２キロメートル以上ということに変更になったと思いますけれども、こういったことを考えますと、当然、北里地域でも対象になる子どもはあるというふうに思います。

それで、スクールバスのことについてですけれども、さきに猪飼議員も何度も質問をしておりますけれども、篠岡地区は坂があったりとか地域の特性があるので、再編のこともあるから、スクールバスを出すよというふうになったというお話だったと思いますけれども、それぞれ地域によって事情はあるんですね。

北里地区でいいますと、今、物流倉庫があちらこちらにできていまして、道は整備されていないのにトラックが非常に多く通るという、こういうことも危険の要因になっております。

それで、小牧市として、やはり一定の基準をつくらないと公平性に欠けるということにならないかということをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（矢本博士）

スクールバスの導入に当たりましては、地域ごとに通学距離や通学路の状況、地理的条件などが異なることから、一律の基準のみによって判断することは必ずしも適当ではないと考えております。

また、本市におきましては、令和９年度から、篠岡地区で初めてスクールバスを導入いたしますので、導入後の状況などを十分に確認していきたいと考えております。

こうしたことから、現時点で教育委員会といたしましては、学校再編の対象地域において、それぞれの地域の実情や学校再編の内容を踏まえながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上であります。

○１１番（安江美代子）

一律の基準のみによって判断することは、必ずしも適当ではないという答弁でした。

だけれども、やっぱり今回の再編によって、明らかに通学距離が長くなる児童が出てくるので、ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

それで、この再編計画の資料の中に示されているんですけれども、小木小学校から北里小学校・中学校まで何キロメートルあるのかということで、この資料によって示されているのが1.4キロメートルというふうになっているんですね。1.4キロメートルだと、当然、スクールバスは出さなくても歩けるだろうという感覚は持つんですけれども、これはあくまでもやっぱり直線距離だと思います。直線距離なんです。ですから、実際の距離での判断をしていただきたい。これは、強く求めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問ですけれども、地域コミュニティの観点からお尋ねしたいと思います。

小木小学校区である藤島団地というところがありますが、藤島団地は非常に高齢化していますが、ここ数年、住宅が売りに出ると、もうすぐ売れるんだというお話をよく聞きます。

私は近くに住んでおりますので、団地の方からのお話を聞く機会があります。団地の住宅を選んだ方にお話を聞いてみますと、一つは、岩倉駅が近くて、名古屋に出やすい条件がある。そして、小木小学校という小学校が近いこと、通学路も安全な通学路が確保されている、こういうふうに言われるんですね。

藤島団地は高齢化で、これまで本当に地域が活性化できずに、今後どうしようと困っていたところ、ここ数年、若い世代の方々が転居していらっしゃって、非常に活性化してきたという事実があるんです。

そこで、もう小木小学校がなくなるということで、私は活性化に影響が出るのでは

ないかなというふうに、とても心配しておりますが、この点について、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

北里地区におきましては、今年度から学校再編の議論を開始いたしましたけれども、これは、小中学生の保護者や教員のほか、中学生にもアンケートをした上で、令和６年９月に策定いたしました小牧市新たな学校づくり推進計画におきまして、北里地区については、地域の実情を踏まえて、小学校を１校とする学校再編のイメージを示させていただいたことを基に取組を進めているものであります。

このような経緯につきましても、地域の皆様や保護者、学校関係者などで構成する北里地区の学校を考える会におきまして説明させていただいたところでありまして、今後につきましては、さきの永井孝典議員の一般質問でお答えしたとおり、北里地区の学校を考える会におきまして、学校再編の在り方に加え、小中一貫教育の導入に期待される効果や課題につきましても、幅広く議論を進めていくこととしておるところでございます。

以上です。

○１１番（安江美代子）

地域の活性化に影響が出るのではということに関しては、あんまりお答えがなかったわけですけれども、私は大変大きな影響があるというふうに、とても心配しております。

もう、今でもうわさがあって、もう小木小学校はなくなるんだよねというううわさが飛び交っておりますので、これはうそか本当か分かりませんけど、家が売れなくなったという話も出ております。

それで、私は結論から言えば、施設の老朽化が問題なら、私は建て替えればよいというふうに思っているんです、一つは。そして、小中一貫校でなければ、義務教育９年間の小中一貫教育ができないことでもないと思っております。

それは、何より小木小学校には50年積み上げてきた教育があると思います。北里小学校にも六十数年の積み上げてきた教育があります。その中で育ってきた子どもたちが別の学校に行くということの負担をしっかり考えていただきたい。

子どもたちの意見を聞くことも必要だし、地域住民の声を聞くことも重要です。合意ができるまで議論をすることが必要だと思います。

それで、今後アンケートを取られるということなんですけれども、保護者や児童はもちろんですけれども、地域住民にもアンケートを取っていただきたい、これについて、いかがでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

アンケートの実施の有無についてでございますが、このことにつきましては、今後、保護者や地域住民、児童生徒の皆さんからもアンケートや意見交換会などを通じまして、よりよい学校となるように丁寧に御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと思います。

○１１番（安江美代子）

保護者や児童には、アンケートをこれまでも取られてきたと思うんですけれども、やはり地域住民にも、ぜひともアンケートを取っていただきたい、このように強く求めたいと思います。

それで、最後に私から申し上げたいことは、今年、令和８年８月５日に文部科学省が公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの改訂版を出したということで、少し紹介したいというふうに思います。

その中には、題名は「学校規模の適正化に関する基本的な考え方」の中に、「地域のコミュニティや教育の核としての性格への配慮」として述べてあります。

この内容は、小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、保育、地域の交流や学びの場、災害時の避難所としての利用等、様々な機能を併せ持っています。

また、学校教育は、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っています。

このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないということは言うまでもありません。各市町において、上記のような学校が持つ多様な機能も留意して、保護者（未就学児の保護者も含む）や当事者である児童生徒の声を重視して、地域住民の十分な理解を得る等、学校を核とした地域づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますと書いてあるんですね。

私、本当にこれを読んでそのとおりだと思います。なので、ぜひ、この文科省の手引きを肝に銘じていただき、今後、考える会を進めていっていただきたいなということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。再開は放送をもってお知らせをいたします。

（午後２時54分　休　憩）

（午後３時10分　再　開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、山田美代子議員。

○１０番（山田美代子）

10番、山田美代子、皆さん、改めまして、こんにちは。

皆さん、本当に疲れが出ているところだと思いますけど、もう少し頑張ってお付き合いいただきたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、１項目質問させていただきます。

質問項目１、登下校時の安全対策についてです。

小牧市における交通死亡事故は、残念ながら、現時点で既に５件起きています。７月15日、４件目の交通死亡事故は、小学１年生の女子児童が、登校時に小学校前の横断歩道で車と接触し、幼い命が失われるという大変痛ましい事故でした。改めて、お亡くなりになられましたお子様の御冥福をお祈り申し上げます。

子どもたちの登下校時の安全安心を守るために様々な立場の人が関わっていますが、近頃はパトロールボランティアの高齢化により、かなりパトロールボランティアの人数も減っています。また、子ども会の解散等により、保護者による朝の旗当番もあまり見なくなりました。７月15日の小学校前の横断歩道で起きた事故も、いつもはボランティアさんがいるが、その日は立っていなかったと聞いています。

私も、２学期が始まり、小牧小学校区での登校時の児童見守り活動、パトロールボランティアを再開しました。昨日は、班から少し離れ、遅れていく１年生の女の子２人がいましたので、その２人とおしゃべりしながら学校まで一緒に歩きました。

その２人も「自分と同じ学年の子だよ」と死亡事故のことを話題にしていました。今まで一緒に学校へ通っていたお友達が突然いなくなることに、あまりその２人はよく分からない様子でしたが、とにかくおしゃべりが大好きで、にこにこ話しかけてくる子どもたちは、本当にかわいくて幸せを感じる朝の時間です。ほとんどのパトロールボランティアの方は、子どもたちから元気をもらえると本当に頑張って見えます。

そこで、子どもたちの登下校時の安全安心対策について、行政がやるべきこと、行政にしかやれないことを改めて考えてみました。

これは、もう平成13年度に廃止となった小牧市交通指導員、通称緑のおばさんですが、これを今こそ、私は復活させるべきだと考えます。

そこで、質問に入ります。

（１）小牧市交通指導員（通称緑のおばさん）制度について。

アとして、平成13年度に廃止になった経緯をお尋ねいたします。

イとして、その廃止後の対応をお尋ねいたします。

（２）通学路の安全確保についてです。

アとして、市内全小学校に登録されているパトロールボランティアの過去５年間の人数をお尋ねいたします。

イとして、現在、交通安全指導員、これは、緑のおばさんとは違うのですが、小牧警察署の委嘱を受けて無償で活動している交通安全指導員の人数をお尋ねいたします。

ウとして、市の安全確保についての考えをお尋ねいたします。

エとして、通学路の安全確保のためには、交通指導員（通称緑のおばさん）の復活が必要だと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目１、登下校時の安全対策について、（１）小牧市交通指導員について、ア、廃止になった経緯でありますが、高度経済成長期において、自動車の保有台数が急速に増加し、交通事故が大きな社会問題となる中、昭和45年に制定されました交通安全対策基本法の趣旨を踏まえ、児童をはじめ市民の交通安全意識の普及啓発を目的とした制度であり、本市におきましても、嘱託職員として配置したものであります。

その後、学校における交通安全教育の定着や警察、交通安全協会等による啓発活動の推進により、制度創設当時と比較して交通安全意識の向上が図られてまいりました。また、警察や道路管理者による横断歩道やガードレールなどの整備が順次進められ、交通環境の改善も図られてまいりました。

さらに、地域におきましては、全小学校区に交通安全推進協議会が設立され、危険箇所の点検や見守り活動など児童の交通事故防止に向けた交通安全活動が行われるようになってまいりました。

このような社会状況や交通安全活動の変化を踏まえ、交通指導員制度の見直しが行われ、平成13年度末、今から25年前に廃止されたものであります。

次に、イ、廃止後の対応についてですが、児童の登下校時における安全確保を図るため、市、警察及び関係団体が連携し、平成14年９月に、交通安全指導員制度が発足いたしました。

この制度は、「地域の安全は地域の力で守ろう」をスローガンに、小牧警察署及び交通安全協会小牧支部が委嘱したボランティアの交通安全指導員の皆様により、登下校時における小学校周辺での交通安全指導や街頭での見守り活動を実施していただいております。

近年では、不審者出没場所のパトロールや危険箇所に関する情報共有など、児童の安全確保に向けた活動にも取り組んでいただいているところであります。

また、児童の登下校時の安全確保につきましては、交通安全指導員の皆様の活動に加え、各小学校区の交通安全推進協議会による危険箇所の情報提供や点検、地域ボランティア、保護者、学校との連携など、多くの方々の協力により見守り活動が支えられております。

私からは以上となります。

〇教育部次長（長谷川隆司）

（２）通学路の安全確保についてのア、市内全小中学校で登録された通学路パトロールボランティアの過去５年間の人数についてお答えいたします。なお、数字につきましては、各年度末における登録者数となっております。

令和３年度が700人、令和４年度が659人、令和５年度が628人、令和６年度が631人、令和７年度が595人となっております。

以上であります。

〇市民生活部次長（堀田正二）

続きまして、イ、交通安全指導員の人数についてであります。

小牧警察署に確認しましたところ、愛知県交通安全協会小牧支部及び小牧警察署の委嘱を受けて活動している交通安全指導員は現在５名とのことであります。

以上です。

〇教育長（中川宣芳）

続きまして、市の安全確保についての考えでございます。

通学路の安全確保の実効性を高めるためには、複数の対策を重層的に講じることが効果的でありまして、通学路整備などのハード面と見守り活動や交通安全教育などのソフト面の両面から、行政、保護者、学校及び地域が連携して取り組むことが重要であると考えているところでございます。

そのため、まずは、８月５日開催の令和８年第２回臨時会におきまして、通学路安全対策に係る補正予算をお認めいただきましたので、通学路の緊急点検の結果を踏まえ、みどり線の設置や横断歩道のカラー塗装をはじめとする安全対策に順次取り組んでまいります。

また、こうしたハード面の安全対策に加えまして、ソフト面の安全対策として、学校における児童生徒への具体的かつ実践的な交通安全指導の充実、家庭への啓発、教職員による街頭指導、通学路パトロールボランティアやＰＴＡへの協力依頼など、学校、家庭、地域が一体となった見守り体制の強化に努めてまいります。

こうした多面的な取組を組み合わせながら、通学路のさらなる安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○市民生活部長（小川真治）

次に、エ、交通指導員の復活についてでありますが、交通指導員制度につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、社会状況などの変化を踏まえ、その在り方が見直され、平成13年度末をもって廃止されたものであります。

その後は、交通安全指導員制度の導入をはじめ、学校、ＰＴＡ、地域住民などを中心に多くの方々の連携協力の下、登下校時の安全対策に取り組んできたところであります。

本市といたしましては、児童の登下校時における安全を確保するためには、行政による取組に加え、交通安全指導員をはじめとする地域の様々な主体との連携が重要であると考えております。

このため、交通指導員制度を復活させるのではなく、現在行われている地域の見守り活動や交通安全活動を支援していくことが効果的であると考えておりますので、交通指導員制度を復活させる考えはございません。

今後につきましても、関係機関及び地域の皆様と連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○１０番（山田美代子）

再質問に入る前に、謹んで取消しのおわびをさせていただきたいと思います。

７月15日の事故当日の朝のことですけども、私の発言が、その方がボランティアさんが当番のような印象を与えるということで、その立証が不在の旨、申し上げましたが、この部分の取消しをさせていただきたいと思います。謹んでおわびを申し上げます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

（１）の小牧市交通指導員について、緑のおばさん制度ですね。これの廃止になった経緯をお伺いいたしました。

社会情勢とかにより、いろいろな。

すみません。ちょっと待ってください。

○議長（舟橋秀和）

山田議員、もう少しマイクを前に近づけていただいて、声がはっきり皆さんに分かるように発言してください。

○１０番（山田美代子）

分かりました。

では、再質問に入らせていただきます。

（１）小牧市交通指導員について、廃止になった経緯をお答えいただきました。

要するに、社会状況が変わったということで、しかし、これ、25年前のことなんですね。私が言いたいのは、それから社会情勢が変わってきたよということは、ここで申し上げておきたいと思います。

それで、その後の対応ですね。廃止されて、その対応として、登下校時の安全確保を目指して、平成14年９月に交通安全指導員、これは、緑のおばさんとは違う警察の委嘱による無償のボランティアですよね。この制度が発足したということですよね。有料だった緑のおばさん制度から、この無償の交通安全指導員制度に、変わったとは言えないんですけど、そのように私は捉えています。

それで、そのときに、登下校の見守りだけではなく、いろいろなパトロールもやっているというこの交通安全指導員制度なんですけども、後でまた質問させていただきますけど、人数のことについて。それで、（１）のアとイについては、特に再質問はないのですけど、この平成13年度に、この緑のおばさん制度が廃止されて、半年後に、この交通安全指導員制度が発足したということは、やはり廃止したけども、緑のおばさん制度は廃止したけども、やっぱり人による見守りが必要だということで、私は、これは発足したのではないかというふうに思います。

そこは、もうお尋ねしませんけども、人の配置というのがやはり必要だというふうに思います。

（２）の通学道路の安全確保についての再質問です。

パトロールボランティア、これはもう本当に年々、年々減ってきているんですね。はっきり言って高齢化で、やはりもうやれなくなっている方が多くなってきましたので減っていますけど、これについて、これだけ減ってきていますけど、特に毎年、更新年度、小学校からの連絡等を見ていても、ボランティアさんは、もう本当に足りないんです、増やしたいですとか、そういうお知らせもありませんし、どういうふうに今後、このボランティアを増やすことに対して、教育委員会として、どのように考えているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

通学路パトロールボランティアによる見守り活動につきましては、交通安全や防犯上の観点から、大変ありがたく、また、その役割や効果は非常に大きいことから、引き続き、ＰＴＡ総会や学校運営協議会など、様々な機会を捉えて募集に努めていきたいと考えております。

ただし、近年は、高齢者の就業の増加や共働き世帯の増加という社会構造の変化などを要因として、ボランティアが減少傾向にあるため、ボランティアだけに頼るのではなく、多面的な交通安全対策を推進していく必要があると考えております。

具体的には、限られたボランティアの皆様の活動をより効果的にするという観点から、通学路の合同点検に基づく危険箇所の改善、みどり線や通学路看板などの交通安全施設の整備、学校や家庭での交通安全教育の実施、警察や関係機関との連携強化など、ハード・ソフトの両面から通学路の安全確保を図り、児童が安心して登下校できる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○１０番（山田美代子）

私は、このボランティアが減っていることに対して、何か対策というか、お考えをお聞きしたかったんですね。

私は、これは、学校だけに任せていては増やすことは非常に難しいと思います。あとで、要望についてのところでまとめて提案をさせていただきます。

イの交通安全指導員の人数をお伺いしました。現在、５名ということなんですけども、小牧市内全体で５名というのは非常に少ないと思います。

これ５名の地域とかあるんですかね。どういうところで、どういう地域で活動されているか、少しお尋ねいたします。

○市民生活部長（小川真治）

特定の地域での募集ということはございませんが、現在５名の内訳といたしましては、小牧南小学校に１名、米野小学校に１名、味岡小学校に２名、北里小学校に１名の合計５名の方が活動をしていただいているという状況になっております。

以上でございます。

○１０番（山田美代子）

ありがとうございます。

これ、平成14年に交通安全指導員制度ができたときに、たしか小牧市内は16の小学校がありますので、１小学校２名ずつで32名募集したかなというふうに、ちょっと私の記憶ではないんですけど、先輩議員から聞いておりますが、その後、最初に32名募

集して、今までの５名になる経緯は分かりますでしょうか、お尋ねいたします。

○市民生活部長（小川真治）

先ほど32名と、議員からの御指摘がございましたが、交通安全指導員の定数につきましては、小牧交通安全指導員設置に関する要綱におきまして、その定数が32名以内と定められております。

平成16年度には18名の方に御協力をいただき、活動をしていただいておりました。また、小牧警察署や各小学校におきましては、制度発足当初から交通安全指導員の募集を随時行い、人材確保に努めてきたところであります。

しかしながら、交通安全指導員の人数は年々減少し、現在では、５名の方に活動をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○１０番（山田美代子）

減っている原因の一つは、やはり無償だというのもちょっと関係しているんではないかなというふうに個人的には思います。

それでは、ウの市の安全確保についての考えをお尋ねしました。

そこで、そのことについて、ハード面は、事故もありまして、補正予算でみどり線の延長、横断歩道の塗装化など、今、順次行っていただいております。私も小学校に危険箇所の要望を出して、昨日、校長先生、教頭先生からお話もいただきました。今後、パトロールボランティア会議等で、また、どういうところにどういう線が延長されたよとか報告されると思いますので、そこで確認させていただきたいと思います。

このハード面のほうは順次、今やっているということなんですけど、ソフトのこと、先ほど言われましたソフト面については、交通安全教育、あと行政、保護者、学校及び地域が連携して取り組むことが重要であるというふうに教育長が答弁されましたので、行政として、どういうことをやるのか、保護者にどういう要望をするのか、学校及び地域が連携とありますので、ここのところをもう少し詳しく教えていただけたらと思いますので、お尋ねいたします。

○教育長（中川宣芳）

市内の小中学校における交通安全教育につきましては、児童生徒が交通ルールを正しく理解するとともに、自ら危険を予測して、状況に応じて安全に行動できる力を身につけられるよう、発達段階に応じて、継続的な指導に取り組んでおるところであります。

具体的には、小学校におきましては、安全な歩行の仕方や横断歩道の正しい渡り方、通学路における危険箇所の確認などについて指導をしておるところであります。また、

警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施し、実際の道路環境を想定した体験的な学習を通して、安全意識の向上を図っているところであります。

また、中学校におきましては、自転車を利用する機会が増えることを踏まえまして、自転車の安全な利用方法や交通ルールの遵守、ヘルメット着用の重要性について指導しておるところです。

加えて、自転車事故の事例なども活用いたしながら、交通事故の危険性や加害者・被害者双方の立場につきまして理解を深めて、交通安全に対する責任ある行動を促しております。

さらに、交通安全に関する意識や行動を定着させるためには、学校における教育だけではなくて、家庭におきましても、日頃から交通ルールや交通マナーについて話し合い、実践につなげていくことが大変重要であると考えております。そのため、学校だよりや各種啓発資料等を活用しながら、保護者への情報提供や注意喚起に努めておるところであります。

今後も、学校、家庭、地域及び関係機関が連携しながら、児童生徒が自ら命を守る行動を身につけることができるよう、交通安全教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（山田美代子）

いろいろまだ

まだ本当に教育をしていかないといけないかなというふうに思うんです。家庭でもね、

いかないといけないと思うんですけど。

自転車に関しては、小学校３年生ぐらいから、やっぱり一人で走り回るという、３年になると活発になってくるので、小学校３年のそういう自転車事故が多いというふうにお聞きしたことがあります。だから、やはり中学校ではなくて、小学校の早い段階で、やはり学校でそういう安全教室を。

昔はあったんですね。だから、学校に自分が乗っている自転車を持っていって、自転車のタイヤが回るとか、鍵がかかってるとか、そういうのを点検して、運動場に点を引いて、そして、乗り方を警察の方から指導してもらうというのがあったので。

これは、ぜひ行政とか学校がやれることではないかなと思いますので、そこは、今後、御検討いただきたいなというふうに思います。これは要望としてお願いしておきます。

あと、同じところの再質問で、事故後、ハード面はやっていただいております。ソフト面の安全対策として、もちろん先ほど言われた家庭への啓発、あと、教職員による街頭指導というふうにあるんですけど、これはちょっとどういうことなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○教育長（中川宣芳）

教職員の街頭指導につきましては、様々な場面が想定されるわけですけれども、年度当初の段階におきましては、子どもたちとともに登下校をともにすることによって、ここが交通量が多いところだとか、見通しが悪いところだというところをチェックするということ、まず一つはあります。

それから、定期的に県の交通安全一斉運動の折り等には、それぞれ市全体、関係機関とともに、それぞれの学校によっても違いますけれども、ポイントに立たせていただいたりということをしておるわけでありまして、そういったことをしている。

ただ一方で、これ常時ということになりますと、学校の中で子どもたちを受け入れる教職員がいなくなってしまうことも考えられますので、その辺については、定期的に行っていくということで御理解いただきたいとは思います。

現在については、９月１日から、この１週間については、それぞれの学校の実情に合わせて、危険と思われる交差点等で教職員が街頭に立ち、子どもたちの安全の見守りをしているところであると私は把握しております。

以上です。

○１０番（山田美代子）

ありがとうございます。

あと通学路パトロール、ボランティア、ＰＴＡの協力依頼というのは先ほど言われ

ていたＰＴＡ総会等で啓発、募集を要望しているということだと思うんですけど。

これ、学校、家庭、地域が一体となった見守り体制の強化に取り組んでいくというふうにおっしゃったんですね。だから、その強化というのが、今までと違う、こういうところにも力を入れているんだよという、その強化の部分についてお尋ねいたします。

○教育長（中川宣芳）

学校、家庭、地域が連携する強化ということでございますが、

各家庭が自らの子どもたちのために、安全についての日頃の交通マナー・交通ルールの遵守について日頃から言っていただく。そして、それを関係機関の方々が定期的・随時、それぞれ見守っていただくということで、それを強化というふうに捉えておりますけれども、よろしくお願いします。

○１０番（山田美代子）

よく分かります。

ウに対しての再質問を終わります。

通学路のさらなる安全性の向上に努めていきたいというふうにおっしゃられましたので、行政、あと教育委員会のほうでそれなりの強化に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

最後に、エの交通指導員の復活が、私、今こそ本当に必要じゃないかと思うんですよね。小牧市近隣のこの緑のおばさん、交通指導員の配置の様子をお伺いしました。犬山市、北名古屋市、大口町、岩倉市は、自治体の会計年度任用職員として雇用しています。多少、差はあるんですけど、大体１人100万円前後で年間雇用されていますので、ぜひ、小牧市でも今後、検討してほしいと思うんです。

大体、朝７時半から８時半、１時間と下校時が２時間半、トータルで３時間半とい

うふうにお答えいただいた自治体が多かったですね。なので、小牧市の場合、一つの小学校に１人、緑のおばさんを配置すると、ざっと1,600万、２人配置すると3,200万でできるということになります。いろんなところを切り詰めて、本当に子どもの安全を考えた場合に、高い金額じゃないって思いますので、ぜひともお願いいたします。

しかしながら、先ほどの復活が必要だと思うが市の見解をお伺いしたところ、今のところ復活させる考えはございませんということですが、廃止したときの状況を言われました。今、25年間たって、社会状況が変わっています。なので、私はここで強く言いたいのは、今こそ、これを、緑のおばさん制度を復活させる必要が、子どもたちの安全のために必要ではないかなというふうに思います。

復活させないという、何かやる気があるようには思えませんが、検討するぐらいのことは言っていただきたいなと思うんですけど。

市長に、最後にお答えいただきたいと思います。

緑のおばさん制度を復活させないというふうにあるんですけど、もっとやる気で検討していただきたいんですけど、そのことについて答弁を求めます。

○市長（天野正基）

まず、このたびの登校中の交通事故で貴い命が失われましたことに対し、謹んで哀悼の誠をささげるとともに、御遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

本市といたしましては、この事故を重く受け止め、翌７月16日には、交通安全緊急アピール宣言を発出し、市民の皆様に交通ルールの遵守と安全行動の徹底を呼びかけました。

また、市議会からは７月22日に、学校に通う子どもたちへの支援及び事故現場付近への交通安全対策に関する緊急要望をいただき、８月３日には、教育長と連名で小牧警察署に対し、児童生徒の安全安心な登下校の実現に向け、今回の事故現場の横断歩道に信号機を設置することをはじめとする要望書を提出するとともに、８月５日の臨時会にて、通学路の安全対策工事に関わる補正予算について御議決をいただいたところであります。

現在は、全小中学校対象とした通学路の緊急点検の結果を踏まえ、関係機関との連携の下、安全対策の強化に向けた取組を進めているところであります。今後につきましても、多くの危険箇所についていただいた改善要望に対して順次必要な安全対策を講じてまいります。

一方で、９月１日から、生活道路における法定速度が時速30キロメートルとなりましたので、このことにつきましても、警察と連携しながら周知啓発に取り組んでまいります。

議員御指摘の交通指導員制度の復活につきましては、市民生活部長が答弁いたしましたとおり、本市では地域ぐるみの見守り体制の支援や交通安全対策を充実していくことが重要であると考えております。

また、交通事故の防止につきましては、見守り活動だけでなく、児童生徒への交通安全教育、通学路の安全対策、交通規制や取締りなどを総合的に進めることが重要であると考えております。

このため、本市といたしましては、交通指導員制度の復活についての議論にとらわれることなく、児童生徒の安全確保には何が効果的であるかという視点で、通学路の安全対策をはじめとするハード面の充実と、交通安全教育や見守り活動への支援などソフト面の充実を進めていくことが必要であると考えております。

今後も、庁内の関係部署が連携を図るとともに、地域の皆様や関係機関などと連携しながら、児童生徒が安全に登下校できる環境づくりに取り組んでまいります。

○１０番（山田美代子）

市長、ありがとうございました。

ちょっと期待しましたけど、期待外れでした。

私から、もう実際にパトボラも減っている、ＰＴＡの旗当番ももうほとんどやってない。だって、子ども会から解散して、やらないところが本当に多くなってきているんですよ。

なので私、一つ提案なんですけども、パトロールボランティアを増やす工夫として、チラシを工夫する。やっぱりボランティアをやってみたくなるようなチラシを配布する。あと、パトロールボランティアさんをやっている方に、主に高齢者対象のいきいきサロンでサロンポイントを付与しているような、そういう交通ボランティアさんをやっている方にも、こういうポイントを付与するとか、そういう方法もあるのではないかなと思います。

あと自治会、区で交通委員の方がおられますけど、その方、大体、０の日に横断歩道のところに立って見えるんですよね。だから、そういう方をもう少し、０の日だけではなく、もう少し登下校時に御協力願えないでしょうかという形で、自治会支援室とか、そこから提案をさせていただくのも一つじゃないかなというふうに思います。

本当にボランティア頼みで、こんな16小学校あって、１人で１校、１人で1,600万も出せないなんて、本当にやる気があるのかというふうに私は思います。今後、しつこく、また質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、河内光議員。

○１４番（河内　光）

14番、河内光、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をさせていただきました質問項目１点につきまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問項目１、巾下地区の道路事業について質問させていただきます。

様々な道路事業の中で、都市計画道路には、愛知県を事業主体とする道路、小牧市を事業主体とする道路があり、これらの道路には、個別固有の整備目的があります。隣接都市との連携路線、起終点が市町間をまたぐ一般県道、インターチェンジにつながる交通拠点を連絡する路線、災害時の緊急輸送道路などです。また、用地買収や周辺の整備工事を考えれば、膨大な予算と年月が必要となります。

地域の皆様からは、完成を待ち望むたくさんの声、完成は期待するが、その時期があまりにも不明瞭なことに対しての様々な意見があることを令和７年第２回定例会において一般質問をさせていただきました。理事者側からは、前向きな誠意ある御答弁をいただいたことを記憶しております。

今回は、さきの愛知県議会議、令和８年８月定例議会において、都市計画道路についての一般質問を受け、改めて、巾下地区の愛知県が事業主体とする都市計画道路、小牧市が事業主体とする都市計画道路の道路事業について質問をさせていただきます。

（１）愛知県事業について。

都市計画道路一宮春日井線の進捗状況について伺います。

（２）小牧市事業について。

アとして、都市計画道路一宮舟津線の整備状況について伺います。

イとして、市道廣田１号線の整備状況について伺います。

以上、誠意ある御答弁をお願いいたしまして、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○建設部長（堀場　武）

それでは、質問項目１、巾下地区の道路事業について、（１）愛知県事業について、都市計画道路一宮春日井線の進捗状況についてのお尋ねであります。

都市計画道路一宮春日井線は、尾張北部の一宮市、岩倉市、小牧市、春日井市の各都市を結ぶ主要幹線道路であります。小牧市内におきましては、東西に横断する国道155号をはじめ、並行する主要地方道春日井一宮線の交通円滑化に寄与するとともに、

巾下地区では、南北に接続する都市計画道路一宮舟津線と合わせて、重要な路線であります。

小牧市内では、小牧南土地区画整理事業により整備を進めたバイパス区間が平成23年３月に供用し、岩倉市内では、平成23年５月に名鉄犬山線の跨線橋が供用され、現在、岩倉市八剱町地内から小牧市舟津地内の舟津西交差点に至る延長約1.6キロメートルの区間が未整備となっております。

この未整備区間の早期事業化に向け、本年６月29日に岩倉市とともに、直接愛知県知事に対して要望を申し入れたほか、７月１日にも、他事業と合わせて県への要望活動を実施し、事業化を強く働きかけてまいりました。

これらの要望に対しまして、県からは未整備区間の整備を着実に進めていく旨の見解が示されております。

当該区間が整備されることにより、岩倉市から春日井市までの区間が１本の幹線道路へつながることになり、小牧・岩倉両市のみならず、尾張北部地域において、物流の効率化による生産性向上や東西道路ネットワークの拡充による渋滞緩和が期待されます。

また、地域経済の好循環による企業進出など、多様なストック効果の発現も見込まれることから、引き続き、隣接する岩倉市と連携するとともに、県と緊密に調整を図りながら、早期整備の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、（２）小牧市事業について、ア、都市計画道路一宮舟津線の整備状況についてのお尋ねであります。

都市計画道路一宮舟津線につきましては、江南市からは小牧市の巾下地区を南北に結ぶ幹線道路であり、舟津地内の終点部である都市計画道路一宮春日井線に至る路線であります。

現在の整備状況としましては、国道155号以南の徳重橋の南約120メートルの地点から一宮春日井線までの約200メートルの区間について、一部用地の取得に至らず、未整備となっておりますが、今年度に入り、全ての区間における用地取得が完了したところであります。

次に、イ、市道廣田１号線の整備状況についてのお尋ねであります。

市道廣田１号線につきましては、都市計画道路一宮春日井線と都市計画道路一宮舟津線の交差部から、さらに南へ約200メートル区間の現道を拡幅し、市道トラックターミナル１号線と接続する路線であります。

現在の整備状況といたしましては、用地買収を進めているところでありますが、用地取得率は約76％となっております。

以上であります。

○１４番（河内　光）

御答弁ありがとうございました。

先ほどの御答弁において、舟津地内から西へ、三ツ渕地内を経て、矢戸川を挟んだ岩倉市八剱町地内までの約1.6キロメートルが未整備区間ということは、さきの令和７年第２回定例会のときと同じ御返答をいただきました。

約１年３か月前の質問の最後に、その時は、いつ事業化されるかも想像がつかないような状況の中で、御地元の皆様のお気持ちも含めて、願望に近い形で、県の事業化に向けて、少しずつでもよいので、歩みを止めることなく粘り強く進めていただくようお願いをして質問を終わりました。

しかし、現在は、市長、そして、県議、理事者の皆様の熱心な県への働きかけと、隣接する岩倉市の多くの関係者の皆様の御尽力により、計画されてから今年で約60年間、事業化されずに止まっていた一宮春日井線について、愛知県が事業化に向けて一気に動き出していることが、先ほどの答弁でよく理解ができました。

そこで、都市計画道路一宮春日井線の未整備区間について、再質問をさせていただきます。

市としては、この未整備区間について、今後、県と連携して具体的にどのように取り組んでいくのかをお尋ねします。

○建設部長（堀場　武）

本市といたしましては、未整備区間約1.6キロメートルのうち、岩倉市八剱町六反田交差点から東西地域を分断している矢戸川を越え、小牧市道トラックターミナル１号線と接続するまでの約500メートル区間を早期に整備効果が発現するための最優先整備区間と考えております。

県におかれましても、同様に当該区間を優先的に整備する必要性を認識されており、まずは、道路計画の策定に向け、今年度から現地測量に着手する予定であると伺っております。

事業の進捗に当たっては、用地買収や接続する市道の整備など、県との連携が不可欠でありますので、引き続き、御地元や関係機関と協力体制を一層強化してまいります。

さらに、本市におきましても、都市計画道路一宮春日井線の事業化を見据え、交差する都市計画道路一宮舟津線及び市道廣田１号線の整備を進めております。これら３路線が一体となる道路ネットワークを形成することで、より一層の事業効果が発揮されますので、両路線の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○１４番（河内　光）

御答弁ありがとうございました。

先ほどの御答弁で、岩倉市八剱町六反田交差点から矢戸川を越え、小牧市道トラックターミナル１号線までの接続が早期に整備効果が期待できるため、最優先に整備をすることが分かりました。

道路計画の策定に向けて、早速、今年度から現地測量に着手していただけるということなので、期待が持て、ありがたく思います。

一宮春日井線に関しては、県事業として、全区間が事業化に向けて動き出しているので、その先に続くトラックターミナル１号線から舟津西交差点までの残りの区間に関しても、今までのように歩みを止めず、実際、実務は大変でしょうけども、たゆまぬ努力をお願いいたします。

それでは、（２）小牧市事業についてです。

小牧市が事業主体である都市計画道路一宮舟津線についても、１年３か月前にお尋ねをしたときは、一宮舟津線と市道廣田１号線、両路線を合わせて用地取得率が54％との御答弁でしたが、現在は、一宮舟津線に関しては、用地取得率が100％、用地取得が全て完了しているとのありがたい御答弁をいただきました。

接続する市道廣田１号線につきましても、用地取得率が76％まで上がっているということで、両路線とも整備に向けて着実に進捗をしていることが理解できました。

そこで質問をさせていただきます。

都市計画道路一宮舟津線、市道廣田１号線の未整備となっている区間の今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○建設部長（堀場　武）

都市計画道路一宮舟津線につきましては、用地取得が完了いたしましたので、来年度以降、未整備区間の事業進捗を図り、長期間にわたり行き止まり道路となっています市道舟津三ツ渕線までの早期開通を目標に事業を進めてまいります。

次に、市道廣田１号線につきましては、引き続き、丁寧な用地交渉を重ね、残る用地の取得に努めてまいります。

また、既に用地取得が完了している区間につきましては、一宮舟津線の整備に合わせて、市道トラックターミナル１号線までの段階的な供用を見据えながら、事業進捗を図ってまいります。

いずれにしましても、一宮春日井線の整備に合わせて両路線の進捗を図ることで、巾下地区の道路ネットワークが形成されることになりますので、それぞれの路線の進捗状況を踏まえながら、県とも緊密に連携を図り、早期に整備効果が発現できるよう

取り組んでまいります。

○１４番（河内　光）

御答弁ありがとうございました。

都市計画道路一宮舟津線、市道廣田１号線についての現状と今後のスケジュールについても理解ができました。

改めてですが、今回質問した３路線の未整備区間は、愛知県が事業主体である都市計画道路一宮春日井線が約1,600メートル、小牧市が事業主体である都市計画道路一宮舟津線が約200メートル、同じく、小牧市が事業主体である小牧市道廣田１号線が約200メートルであります。

この３路線を歯車に例えると、計画策定から約60年間止まっていた一番大きな歯車である岩倉市八剱から小牧市、三ツ渕、舟津を抜ける一宮春日井線が動き出しました。偶然も重なっておりますが、時を同じくして、この一宮春日井線に接続する、それよりも少し小さな歯車の一宮舟津線も一緒に動き出しています。一宮舟津線に接続する市道廣田１号線は、もう少し小さな歯車になりますが、それぞれの歯車に連動して動き出します。

この３つの歯車が連動して動き、機能していくことが、すぐ南側を走る現道の主要地方道春日井一宮線の渋滞緩和、経済損失解消をもたらし、ひいては、地域経済の好循環、巾下地区の活性化にもつながると考えます。

最後になりますが、この３路線は、地域の皆様の生活の拠点でもあります。路線の計画ができる前から、その土地に住んでみえる方も現在たくさんお見えになります。その後に住まわれた方も含めて、整備に当たり、接続道路となる地域の市道がなるべく分断されないよう、熟慮、考慮していただくようお願いいたします。

県事業になる部分も多くございますが、何もないところから造る新しい道でもございます。車道は、渋滞解消、小牧市の経済、産業発展のためのものと考え、地域の皆様が一番よく使う歩道と自転車通行帯に関しては、歩道は、歩行者の皆様が安全優先で快適に使えるよう、自転車通行帯は、現状の道路では整備がなかなか間に合っていませんが、今までとは違う新たな発想を基本にして、設計に反映していただけることをお願いしたいと思っております。

この３本の道が、約60年のときを経て、小牧市の新たなグランドデザインの一つになり、今までにない新しい発想の道になるようお願いを申し上げて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、９月４日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

（午後４時11分　散　会）

（概要版）

令和８年小牧市議会第３回定例会議事日程（第３日）

令和８年９月３日午前１０時　開議

第１　一般質問

１　個人通告質問